

近世初期上武幕領における伊奈氏の

年貢徴収政策とその後の変遷(二)

小澤 正弘

- 一、はじめに
 - 二、上野国緑野郡の場合(以上前号)
 - 三、武蔵国秩父郡の場合
 - (一)、第一期永高高辻の年貢割付状(慶長八年～寛文二年)
 - 1、永高表記(慶長八年～寛文二年)
 - (1)、第一期A型Ⅱ永高損免法
 - (2)、第一期B型Ⅱ永高損免法(高外納方式)
 - 2、永高高辻
 - (二)、第二期石高高辻の年貢割付状(寛文四年以後)
 - 1、石高永高併記(寛文四年～元禄元年)
 - (1)、第二期D型Ⅱ反取法
 - 2、石高表記(元禄二年以後)
 - (三)、年貢物の実態
 - 3、石高高辻
 - (1)、第二期E型Ⅱ石高厘取法(反取法併用方式)
 - 1、第一期永高高辻の年貢請取状
 - 2、第二期石高高辻の年貢請取状
 - (四)、年貢量の推移
 - 1、第一段階(第一期前期(慶長八年～寛永十一年))
 - 2、第二段階(第一期後期(寛永十五年～寛文二年))
 - 3、第三段階(第二期(寛文四年～元禄期))
 - 4、年貢の未進
 - (五)、まとめ
- 四、おわりに

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一)(小澤)

(二)

三、武蔵国秩父郡の場合

(一) 第一期永高高辻の年貢割付状(慶長八年～寛文二年)

上野国緑野郡の徳川領・幕領の村々にみられた永高制に基づく検地や年貢徴収は、神流川を隔てた武蔵国秩父郡の徳川領・幕領の村々においても行われていたので、秩父郡の場合についても調査し、比較、検討することとする。ただ、秩父郡の村々の年貢割付状は、慶長四年以来連続した史料が伝存されている緑野郡の村々に比べて残存状態が悪く、比較的まとまっている太田郡村(埼玉県秩父郡吉田町)のもの(表8イ)⁽⁵⁵⁾が寛永十五年(一六三八)以後、野巻村(同郡皆野町)のもの(表8ウ)⁽⁵⁶⁾が承応二年(一六五三)以後で、慶長・元和期のものがない。そこで、秩父郡の村々に散在する年貢割付状を収集したもの(表8ア)⁽⁵⁷⁾をもってその欠を補うこととした。

これらの史料によると、秩父郡の村々の年貢割付状は、まず高辻の表記方法からみると、緑野郡の村々と同様に永高を基準にするものと、石高を基準にするものがある。永高高辻を用いている期間を第一期(慶長八年～寛文二年)、石高高辻を用いている期間を第二期(寛文四年以後)に区分する。秩父郡の第一期永高高辻の年貢割付状は、1永高だけで表記するもの(慶長八年～寛文二年)だけで、緑野郡にあった永高石高併記の年貢割付状はない。第二期の石高高辻の年貢割付状は、緑野郡の村々と同様に、1石高に永高

を併記するもの(寛文四年～元禄元年)と、2石高だけで表記するもの(元禄二年以後)との二つに区分することができる。

次に年貢徴収法からみると、第一期の永高高辻の年貢割付状は、緑野郡の村々と同様に永高高辻から損免引等を行うことに特徴がある永高損免法で、A型Ⅱ永高損免法(慶長八年～寛文二年)、B型Ⅱ永高損免法(高外納方式)(寛永十五年～明暦一年、断続的)に小分類される。また第二期の石高高辻の年貢割付状は、緑野郡の村々の石高厘取法(永高損免法併用方式)や同(諸引石高方式)等とは異なり、等級別田畠等反別に反取永を掛けて年貢高を算出する反取法に特徴があり、D型Ⅱ反取法(寛文四年～元禄元年)、E型Ⅱ石高厘取法(反取法併用方式)(元禄二年以後)に小分類することができる。⁽⁵⁸⁾以上の分類に従って順次説明することとする。

1、永高表記(慶長八年(一六〇三)～寛文二年(一六六二))

(1)、第一期A型Ⅱ永高損免法(慶長八年～寛文二年)

徳川家康の関東入国後、代官頭伊奈備前守忠次が武蔵国秩父郡の村々に発給した永高高辻の年貢割付状で、現存する最古のものは次のものである。⁽⁵⁹⁾

史料20 慶長八年 皆野村年貢割付状⁽⁶⁰⁾

卯歳可納御年貢割付之事

一、百八貫貳百八拾六文

高辻

此内

壹貫五百文

川かケ引

拾壹貫八百卅三文

損免壹ツ半引

残而九拾貳貫八百五拾九文 定納

右之分相定上者、十一月中ニ皆済可有之候、於無沙汰者以謹責可申付者也、仍如件

卯拾月廿七日

伊備前藩印

皆野之郷

名主百姓中

これは幕府代官頭伊奈備前守忠次が慶長八卯年（一六〇三）十月二十七日に皆野之郷（秩父郡皆野町）の名主百姓中に宛てた年貢割付状である。ここでも最初に高辻が永高だけで表記されているのが特徴である。この永高表記の高辻一〇八貫二八六文から川欠一貫五〇〇文と損免一ツ半一一貫八三三文を差し引いた残り九二貫八五九文がこの年の年貢高ということである。つまり、この年の年貢の計算式は永高高辻一〔損免引+諸引（川欠等）〕 \parallel 定納高（年貢高）ということである（この計算では、残は九四貫九五三文で、二貫九四文の誤差がある）。これは上野国緑野郡の村々にみられた第一期A₃型と同じ型式のものである。

この他に表8アによると、寛永三寅年（一六二六）の大滝村（秩父郡大滝村）の年貢割付状^①は永高高辻四〇貫三三九文 \parallel 損免三分一貫一七五文 \parallel 残永高三九貫六四文のA₁型、寛文元丑年（一六六一）の小柱村（秩父市）の年貢割付状^②は永高高辻三四貫三五九文 \parallel 諸引

（溜代ニ成・川欠等）三四四文 \parallel 残永高三四貫一五文のA₂型のものもある。さらに寛永元子年（一六二四）の大滝村の年貢割付状^③をみると、永高高辻四〇貫三三九文が損免引も諸引もなくそのまま年貢高四〇貫三九九文となつてゐる。これは緑野郡の村々にみられなかつたものであるが、これをA₀型と小分類することとする。これらのA₀・A₁・A₂・A₃の各型は年によつて損免引や諸引を行うか否かによつて生じる差異なので、一括して第一期A型としてまとめると、損免率から年貢高を求めるこの基本計算式は緑野郡の村々の場合と同様に次のように表わされる。

永高_{高辻}一諸引

A型の基本計算式 \parallel 年貢高

$1 + (1 \times \text{損免率})$

(2)、第一期B型 \parallel 永高損免法（高外納方式）（寛永十五年 \parallel 明暦二年）

この型の年貢割付状は本途の外に「高外納」を賦課するもので、秩父郡の村々では伊奈半十郎忠治と大河内金兵衛久綱が連署して寛永十五年（一六三八）霜月朔日に太田部村や大滝村に発給したものが初見である。この「高外納」のある年貢割付状は、緑野郡では譲原村や下山村宛の寛永十四年霜月十五日付の大河内金兵衛のものが初見であつたので、秩父郡でも寛永十四年まで遡ることが考えられる。

史料21 寛永十五年太田部村年貢割付状^④

寅歳太田部郷御年貢可納割付之事

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

(四)

一、永拾五貫五百八拾壹文

高辻

内

七拾七文

丑之河かけ

残拾五貫五百四文

一、永壹貫貳百八拾文

高外納

納合拾六貫七百八拾四文

寅之納

以上

右如是相定上者、極月十日を切而急度可致皆濟候、若其過於無沙汰者以謹責可申付者也、仍如件

寛永十五年

大金兵^⑤

寅霜月朔日

伊半十^④

名主百姓中

これは太田部村のものであるが、永高高辻一五貫五八一文から寛永十四丑年の川欠分七七文を差し引いた残り一五貫五〇四文の有高に、「高外納」一貫二八〇文を加えた納合一六貫七八四文が寛永十五年の年貢納高である。この計算式は永高高辻一諸引^②残(有高) + 高外納^①納合で、これは緑野郡の場合の第一期B^②型と同じである。A型と対応させて、A^①型 + 高外納^①年貢高をB^②型とすると、表8アの寛永十五年(一六三八)の大滝村と慶安二年(一六四九)の日野村の年貢割付状にこの例がみられる。この他に、今のところ例はないがA^①型 + 高外納^①年貢高(B^①型と仮定)、A^③型 + 高外納^①年貢高(B^③型と仮定)も考えておくと、B^①、B^③型を一括したB型の基本計

算式はやはりA型の基本計算式 + 高外納^①年貢高としてまとめられる。

$$\begin{array}{l} \text{B型の基本計算式} \\ \text{永高} \text{高辻一諸引} \\ 1 + (1 \times \text{控免率}) + \text{高外納} \text{年貢高} \end{array}$$

秩父郡でもやはり緑野郡と同様に永高損免法(高外納方式)が実施され、高外納を賦課することによって元の永高を越える年貢の増徴が図られていたのである。緑野郡の村々で永高損免法(高外納方式)が実施されたのは寛永十四年(一六三七)から断続的に寛文元年(一六六一)までであったが、秩父郡の村々では、今までの史料によると、寛永十五年(一六三八)に伊奈忠治と大河内久綱が発給した太田部村や大滝村宛のものから明暦二年(一六五六)に伊奈半左衛門忠克が発給した太田部村宛のものまでである。

高外納率は、太田部村では最低三分から最高八分、野巻村では三分から五分、その他の村々では二分から七分程で、結局全体を通しては二分から八分の幅であった。緑野郡の村々の三分から七分に比べて、や、上下の幅が広がったようである。高外納の賦課された年には損免引が行われていないのは緑野郡の村々の場合と同じである。したがって、野巻村の承応三年(一六五四)のように諸引(川欠や水押)が二貫四六三文もある年は高外納があっても元の永高の範囲内の九割六分であるのは例外で、その他の年ほどの村も元の永高を越え、太田部村では一〇割三分(一〇三%)から一〇割七分、野巻村では一〇割三分、他の村々では一〇割から一〇割五分となっ

ている。

大河内久綱や伊奈忠治・伊奈忠克は、秩父郡の村々においてもA型では越えることのなかった慶長三年（一五九八）の永高検地に基づく永高高辻の範囲内の年貢をB型に変更することによって、つまり高外納を賦課することによって越えたわけで、高外納は確実な年貢増徴策であったのである。このような年貢増徴政策が可能になったのは、中央にあつては、関ヶ原の戦い、大坂の役を経て、徳川家康・秀忠・家光へと將軍職が継承され、徳川將軍による江戸幕府の支配体制が確立し、地方にあつては、代官頭伊奈氏が検地の施行、新田開発の奨励、河川の改修、用排水路の開削等を積極的に進めて在地を掌握し、寛永十八年（一六四一）正月の埼玉郡四条村（越谷市）や寛永二十年正月の秩父郡品沢村（秩父市）の五人組帳⁶⁶にみられる通り、寛永期には五人組の制度化によって代官と百姓、百姓相互間の年貢の徴収をめぐる諸関係が体系化、制度化され、代官頭伊奈氏の在地支配体制が確立してきたことを反映しているものと考えられる。

なお、高外納は秩父郡でも緑野郡と同様に表9ア・イ・ウの年貢請取状によつてみると、本途の一部として金納されていたと考えられる。

2、永高高辻

次に、この永高損免法の年貢割付状で賦課の基準とされた永高高

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

辻について秩父郡の場合も検討しておくこととする。秩父郡の村々も図1（前号掲載）のように初期の検地としては緑野郡の村々と同様に文禄三年に大久保長安、慶長三年に伊奈忠次の永高検地が実施されているが、まず太田部村の慶長三年戊戌（一五九八）四月二十四日付の「武州秩父太田部之郷御地詰帳」からみていくこととする。その冒頭部分と奥書部分は次の通りである。

史料22 慶長三年太田部之郷地詰帳⁶⁷

〔冒頭部分〕

ひしちや

畑拾文

八文

半五郎

道下

畑七文

同人

てたり

畑十八文

五文

小七郎

同所

畑百八文

七文

半五郎

〔中略〕

〔奥書部分〕

〔畠略〕

畠合拾四貫四百六十式文 但、改出共二

〔屋敷略〕

屋敷以上壹貫百拾九文

(五)

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

(六)

畑屋敷合拾五貫五百八十壹文 高辻

此内

拾壹貫八百五十三文 畑屋敷本納

三貫七百貳拾八文ハ 畑屋敷共ニ改出也

(以下略)

太田部村も全耕地が畠地の山間の村で、この地誌帳も畠地一筆毎の小名と所有者、及び永高が二段記載になっている。この地誌帳の畠地分の計は一四貫四六二文、屋敷分の計は一貫一九文、畠屋敷の合計は一五貫五八一文で、これが高辻と記されている。

次に、これを史料21の同村の寛永十五年(一六三八)霜月朔日付の年貢割付状と比較してみると、地誌帳の高辻Ⅱ畠屋敷合一五貫五八一文は年貢割付状の高辻永一五貫五八一文と完全に一致している。したがって、秩父郡の村々でも、慶長三年の伊奈備前守忠次の永高検地で確定された永高高辻に基づいて、伊奈半十郎忠治と大河内金兵衛久綱が連署して発給した寛永十五年の年貢割付状の高辻は定められていたといえる。とすれば、このような慶長三年の検地永高を高辻とする永高損免法の年貢割付状は、緑野郡の場合と同様に秩父郡でも慶長四年以来発給されたものと推考される。

ところで、この慶長三年(一五九八)の太田部之郷地誌帳においても高辻一五貫五八一文の内訳を、別に一一貫八五三文が畑屋敷本納、三貫七二八文が畑屋敷共ニ改出也と記しているが、この意味を緑野郡の村々の場合と同様に理解すれば、この地誌帳の二段記載の

上段が文禄三年次の検地に基づく永高で、その合計が畑屋敷本納分

一一貫八五三文、下段が慶長三年次の検地に基づく永高で、その合計が畑屋敷共ニ改出分三貫七二八文であり、これらを合計した慶長三年次の畑屋敷の永高が一五貫五八一文の高辻ということになる。

このことを秩父郡でも両年度の地誌帳の揃っている野巻村の例によつて確認してみることとする。代官頭伊奈忠次の手代新井忠左衛門と奈良惣次郎によつて実施された慶長三年戊戌(一五九八)六月一日付の「武州秩父之郡野巻村御地誌帳」の冒頭と奥書の部分は次の通りである。

史料23 慶長三年野巻村地誌帳⁶⁸

〔冒頭部分〕

ささはら

秩父分

畠百文

弥五郎

とらの下

同分

畠六拾八文

廿貳文

同人

河はた

同分

畠百文

七拾文

丹波

はたいは

同分

畠百文

弥五郎

(中略)

〔奥書部分〕

(田畠略)

田島合拾七貫三拾五文 但、改出共二

(屋敷略)

屋敷合六百七十九文 但、改出共二

田島屋敷合拾七貫七百拾四文

此内

拾三貫七百九十卷文 田島屋敷之本納

三貫九百貳拾三文 田島屋敷共ニ改出

(以下略)

記載形式は太田部之郷のものとはほとんど同じであるので同様に理解すると、冒頭部分の一筆毎の田島の二段記載の永高の上段は前回の文禄三年次の検地高、下段は今回の慶長三年次の検地改出高、奥書部分の田島屋敷之本納一三貫七九一文は上段の合計で文禄三年次の検地永高II高辻、田島屋敷共ニ改出三貫九二三文は下段の合計で慶長三年次の改出し分、これらを合計した田島屋敷合一七貫七一四文が慶長三年次の野巻村の検地永高II高辻で、これは年貢割付状の高辻II年貢高に相当する筈であるが、野巻村にはこの頃の年貢割付状が残存していないので残念ながら確認できない。
次に、これを文禄三年甲午(一五九四)五月二十日付の「武州秩父郡之内野巻村御坪入帳」と比較してみると、この坪入帳の記載形式も慶長三年次のものと同様であり、その冒頭と奥書の部分は次の通りである。

史料24 文禄三年野巻村坪入帳⁸⁰

(冒頭部分)

ささはら

秩父分

島七拾八文 廿弍文

弥五郎

とらの下

同分

島六拾八文

同人

川はた

同分

島貳百文

丹波

はたいは

同分

島百文

弥五郎

(中略)

[奥書部分]

合拾三貫五百七拾八文

高辻

此内

百四拾文

見落二引

残拾三貫四百三拾八文

定納

此内

拾貳貫百五拾文

巳納

壹貫貳百八拾八文

改出坪落

以上

一、五百九拾五文

田方

一、拾貳貫八百四十三文

島方

一、三百五十三文

屋敷

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(二)(小澤)

(七)

合拾三貫七百九拾壹文

右之外

一、百三拾目

わた代

(以下略)

この野巻村の文禄三年の坪入帳と慶長三年の地詰帳の冒頭部分を比較してみると、文禄三年の坪入帳の二段記載の永高は、一筆目の秩父分弥五郎の所持するささはらの畠は、上段の七八文が文禄三年以前の検地永高^①(秩父郡の村々での天正永高検地は確認されていないが、文禄三年検地が二段記載であることからすれば、緑野郡の村々と同様に天正十九年(一五九二)の永高検地があったと推考される)、

下段の二二文が文禄三年次の検地改出しで、文禄三年次の検地永高は合せて百文になる。これが慶長三年次の地詰帳の上段の百文、つまり今回以前の検地Ⅱ文禄三年の検地永高百文に当たり、下段は無記載なので、この畠には慶長三年の新規改出しはなかったのである。

二筆目の同人のとらの下の畠は、上段の六八文が文禄三年以前の検地永高で、下段は記載が無いので、この畠には文禄三年の検地では新たな改出しがなかった。そこで、この六八文がそのまま慶長三年の地詰帳の上段の六八文となり、下段の二二文が新たな改出しの分で、結局、慶長三年検地のこの畠の永高は合せて九〇文ということになるのである。以下同様にして、文禄三年の坪入帳と慶長三年の地詰帳の二段記載は、上段が前回の検地永高、下段が今回の検地改出し永高であることがやはり確認されるわけである。^②

また、奥書部分では、慶長三年次の田畠屋敷合一七貫七十四文の内田畠屋敷之本納一三貫七九一文が文禄三年次の田方五九五文、畠方一二貫八四三文、屋敷三三三三文の合計一三貫七九一文と一致している。したがって、この一三貫七九一文が本来ならば文禄三年次の野巻村の検地永高Ⅱ高辻である筈であるが、実際は一三貫五七八文で二二三文少なくなっている。ここから一四〇文を見落分として引いた一三貫四三八文が文禄三年次の定納高で、その内訳は一貫二八八一五〇文が已納、つまり文禄二年時点の年貢高であり、一貫二八八文が文禄三年の改出分なのである。

以上によって、秩父郡野巻村では天正十九年(一五九二)検地に続いて、文禄三年(一五九四)に大久保長安検地が実施され、それを踏まえて慶長三年(一五九八)には伊奈忠次検地が繰り返し実施され、その都度改出しによって村の高辻が増額された。また、太田部村では伊奈忠次の慶長三年の永高検地によって確定された永高高辻が寛永十五年(一六三八)の伊奈忠治・大河内久綱発給の年貢割付状の高辻として用いられ、これを基準に年貢が徴収されていたことが分かった。したがって、秩父郡においても緑野郡の場合と同様に、天正十八年徳川家康が関東に入国して以来、代官頭大久保長安や伊奈忠次らは天正十九年・文禄三年・慶長三年と繰り返し検地を実施し、その都度改出しによって村々の永高高辻を増額して年貢の増徴を図り、特に伊奈忠次は慶長三年の検地によって確定した永高を高辻とする年貢割付状を翌慶長四年以後毎年発給して村々から確

実に継続して年貢を徴収する体制を確立し、徳川氏・幕府の財政的基礎を確固のものとしたと考えられるのである。

なお、秩父郡の村々では、慶長三年（一五九八）検地のあと、表3のように伊奈忠治の寛永十二年（一六三五）検地や伊奈忠克の明暦元年（一六五五）検地等が実施されて新検地永高が定められ、この新検地永高を高辻とする年貢割付状が用いられているが、このことは便宜上、3石高高辻の項で述べることにする。

(二)、第二期石高高辻の年貢割付状（寛文四年以後）

秩父郡の幕領村々は慶長八年（一六〇三）から寛文二年（一六六二）までは代官頭伊奈備前守忠次、子の伊奈半十郎忠治、孫の伊奈半左衛門忠克の代々と伊奈氏の手代代官富田吉右衛門・大河内孫十郎（金兵衛）・杉浦五郎右衛門等によって治められてきたが、寛文四年になると、上野国緑野郡の村々と同様にこの代官頭の家系を離れ、伊奈忠次の四男忠公の子である伊奈左門忠利の代官支配下に移った。この代官の支配替のため、先述の通り緑野郡と同様に秩父郡でも寛文三年の年貢割付状は発給されなかったようで、どの村のものも見当たら¹⁷⁾ない。

新代官伊奈左門の秩父郡における最初の年貢割付状は寛文四年（一六六四）の野巻村宛のものであるが、これは、代官頭伊奈氏の代々が発給した第一期の年貢割付状が永高高辻であったのに対し、村の高辻を石高を基準にして永高を併記するものであったので、第二期

石高高辻の年貢割付状として区別することとする。この石高高辻の年貢割付状は、高辻の表記の仕方から、1石高に永高を併記するもの（寛文四年→元禄元年）と、2石高だけを表記するもの（元禄二年以後）に小分類することができる。また、年貢徴収法からは、第一期の永高損免法に替って、第二期D型Ⅱ反取法（寛文四年→元禄元年）、第二期E型Ⅱ石高厘取法（反取法併用方式）（元禄二年以後）に小分類することができる。

1、石高永高併記〔寛文四年（一六六四）

→元禄元年（一六八八）

(1)、第二期D型Ⅱ反取法（寛文四年→元禄元年）

第二期の石高永高併記の年貢割付状の最初のものとは幕府代官伊奈左門が寛文四年（一六六四）に野巻村に発給した次のものである。

史料25 寛文四年野巻村年貢割付状²⁾

辰之年野巻村御年貢可納割付之事

永三拾貫七百六拾文

一、高百五拾三石八斗

此わけ

畠屋敷共

上々畠壹町七反五畝九步

百拾文取

此取壹貫九百貳拾八文

外百拾三文 上木

上畑五町貳反壹畝廿七步

百文取

此取五貫貳百拾九文

外三百五拾六文 上木

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一)(小澤)

(九)

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一)(小澤)

(一〇)

中畠六町八反三畝拾歩 内巻反七畝歩午ノ川欠

霜月十五日 伊左門^印

残六町六反六畝拾歩

八拾文取

名主百姓中

此取五貫三百三拾巻文 外四百四文 上木

伊奈左門の発給したこの年貢割付状では、まず高辻が石高一五三

下畠拾貳町七反九畝拾六歩内

巻反五畝拾五歩 午ノ川欠
三反五畝拾五歩 酉ノ川欠
貳反貳畝三歩 亥ノ川欠

石八斗と表記され、その右肩に永高三〇貫七六〇文が書き添えられ

残拾貳町六畝拾三歩

五拾文取

此取六貫三拾貳文 外八百九拾八文 上木

算したもので、ここまでは上野国緑野郡讓原村等の寛文七年以後の

下々畠三拾九町九反八畝拾九歩内

八反六畝廿歩 午ノ川欠
老町四反六畝廿歩 酉ノ川欠
式町八反式畝歩 亥ノ川欠

は緑野郡のものと大きく異なっている。野巻村は全村畠方の山間の

残三拾四町八反三畝九歩

拾五文取

此取五貫貳百貳拾五文 外三貫貳百貳文 上木

村で、畠は上々・上・中・下・下々の五等級に分けられ、外に上木

上木畠壹畝廿五歩

式拾文取

此取四文

畠と屋敷がある。これらはいずれも面積が町反畝歩で示され、それ

屋鋪老町貳反六畝廿巻歩

百貳拾文取

此取壹貫五百貳拾文

では年貢徴収法が畠の反別を基準にした反取法に替えられているの

取永合三拾貫貳百三拾貳文 内四貫九百七拾三文 上木

である。この計算式は、(等級別田畠等反別一諸引)×反取永^{II}此

外

一、永巻貫九百貳拾文^印

浮役

一、同巻貫貳拾貳文^印

りんし

2、石高表記(元禄二年(一六八九)以後)

(1)、第二期E型^{II}石高厘取法(反取法併用方式)(元禄二年以後)

右如斯相定上者、霜月中を切而急度可致皆済、若其過於無沙
汰者以謹責可申付者也、依如件

寛文四年辰ノ

年には永高記載がなくなり石高表記だけになるが、延宝六年からま

なくなり石高表記だけとなるが、元禄元年にはまたまた石高永高併記に戻っている。太田部村の年貢割付状も貞享三年には永高記載がなくなり石高表記だけになるが、元禄元年には石高永高併記の年貢割付状に戻っている。この期間の石高高辻の表記は、野巻村も太田部村も石高永高併記と石高表記が断続的に繰り返されているが、反取法による年貢徴収法であることに変わりはないので、第二期石高永高併記のもの内を含めて取り扱うこととする。

ところが、野巻村や太田部村・古大滝村の元禄二年(一六八九)

以後の年貢割付状は石高高辻の表記が石高だけになると共に、年貢徴収法の上でも新たな要素が加わっている、D型と区別して第二期E型と分類することとする。

史料26 元禄二年野巻村年貢割付状⁽²⁾

巳年武蔵国秩父郡野巻村御成ヶ可納割付事

一、高百五拾三石八斗

畑屋鋪共

此反別六拾七町八反七畝七步

此取九拾六石五斗式升 高二六ツ式分七厘六毛内

此永三拾八貫六百八文

畑方六拾七町八反七畝七步

右之内

上々畑壹町七反五畝九步

此取永貳貫七百七拾文外百十三文上木 壹反百五拾八文取

上畑三町五反九畝廿六步

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一)(小澤)

此取永五貫三百廿六文外貳百三十六文上木壹反百四拾八文取
上郷分上畑壹町六反貳畝壹步

此取永貳貫七拾四文 外百廿文 上木 壹反百廿八文取

中畑四町壹反貳畝廿七步 内壹反五畝拾步 跡々川欠

残り三町九反七畝十六步

此取永三貫八百九拾六文外貳百四十四文上木壹反九拾八文取

上郷分中畑貳町七反拾三歩

此取永貳貫百九文 外百六拾文 上木 壹反七拾八文取

下畑五町四反三畝廿式步 内六反五畝三歩 跡々川欠

残四町七反八畝拾九歩

此取永三貫七百三拾三文外三百八十六文上木壹反七拾八文取

上郷分下畑七町三反五畝廿四歩 内貳反三畝步 跡々川欠

残七町壹反貳畝廿四歩

此取永四貫百三拾四文外五百三拾三文上木 壹反五拾八文取

下々畑三拾九町九反八畝拾九歩 内五町壹反五畝拾步 跡々川欠

残三拾四町八反三畝廿九歩

此取永七貫六百六拾三文外三貫貳百貳文 上木壹反廿式文取

上木畑壹畝廿五歩

此取永八文

壹反四拾五文取

屋敷畑壹町貳反六畝廿壹歩

此取永壹貫九百壹文

壹反百五拾文取

小以永三拾八貫六百八文 内四貫九百九十四文 上木

(一一)

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

外

(一一)

一、永壹貫九百廿文
紙船役山銭
一、永壹貫貳拾貳文
紙綿売出シ
永合四拾貫五百五拾文

右納次第

永貳貫六百七拾六文八分

漆納

此漆三貫八百廿四匁

永三拾文八分

荏納

此荏壹斗五升四合

但永壹貫文五石替

永六拾壹文六分

大豆納

此大豆三斗八合

但永壹貫文五石替

永五貫百拾文

綿紙納

永三拾三貫六百七拾文八分

金納

右之通相定上者、大小之百姓不殘立合無高下致割、来十一月晦

日以前可皆済、若於令遲滞者急度可申付者也

元禄貳年

巳十月 松平清三郎御判

右村名主百姓

松平清三郎は幕府代官として元禄二年(一六八九)から同八年までの年貢割付状を野卷村や太田部村等の秩父郡の幕領村々に発給しているが、これは元禄二年のものである。秩父郡の第二期の1石高永高併記の年貢割付状(史料25)が石高と永高を併記したあと、直

ぐ「此わけ」として畠の等級別反別や反取永、此取永等を記載していたのに対し、この第二期の2石高表記の年貢割付状は、まず冒頭部分で高辻を石高だけで記載したのに続けて、「此反別」や「此取」石高、年貢率、「此永」高、畑方反別を記しているところが新しい点である。次にこの後の「右之内」の部分で畠の等級別反別や反取永、「此取永」等を記載しているが、この部分は史料25の「此わけ」と型式は同じものである。

この冒頭部分は、永高三〇貫七六〇文を永一貫文 \parallel 五石替で一五三石八斗の石高高辻に換算し、これに六割二分七厘六毛の年貢率を掛けて九六石五斗二升の此取石高を算出した後、これを二石五斗 \parallel 永一貫文で三八貫六〇八文の此永高に戻し、これを年貢高としているのである。したがって、この計算式は永高 \times 五石 \parallel 石高高辻 \times 年貢率 \parallel 此取石高 \div 二石五斗 \parallel 此取永高 \parallel 年貢高(傍線部分が年貢割付状の記載項目)ということである。これは上野国緑野郡譲原村の第二期A型の年貢割付状(寛文七年 \rightarrow 元禄七年)の前半部分の石高厘取法と同じものである。そこで、この型式の年貢割付状を第二期E型 \parallel 石高厘取法(反取法併用方式)と分類することとする。

なお、冒頭部分がこのように詳細に記載されたのは元禄二年だけで、翌三年には「此永」高が省略され、四年には年貢率も省略され、九年には「此取」石高も省略され、記載されるのは一五三石八斗の石高高辻と六七町八反七畝七歩の反別だけになった。こうして冒頭部分の石高厘取法の部分が省略されることを考えると、第二期1石

高永高併記の(1)第二期D型Ⅱ反取法の年貢割付状も石高厘取法の部分が省略されており、第二期の石高高辻の年貢割付状は寛文四年当初からE型の石高厘取法(反取法併用方式)ではなかったかと考えられるのである(表8イ・ウ第2期参照)。

3、石高高辻

秩父郡の村々で用いられた石高高辻についても検討しておくこととする。幕府代官伊奈左門は、秩父郡においては緑野郡よりも早く、寛文四年(一六六四)から永一貫文Ⅱ五石替の仕法によって永高高辻を石高高辻(石高永高併記)の年貢割付状に替えている。しかし、両地域の年貢徴収法を比較すると、緑野郡では石高厘取法(永高損免法併用方式)を用い、秩父郡では反取法を用いて大きく異なっている。では、伊奈左門はなぜ年貢割付状に同じ石高高辻(石高永高併記)を用いながら、両地域に異なった年貢徴収法を採用したのであるのか。結論から先にいえば、これは慶長三年(一五九八)以後の新検地の有無によるのではないかと考えられる。

先述した通り、上野国緑野郡の場合は、慶長三年の永高検地に基づいて永高高辻が確定され、それが譲原村や三波川村の例のように慶長四年以後の年貢割付状の高辻として用いられ、その後の検地は実施されることがなかった。そのため、新代官伊奈左門はこの永高高辻を永一貫文Ⅱ五石替で石高高辻に換算したが、慶長三年検地は永高を二段記載するだけで、田島の上中下の等級や反別等の記載が

一切なかったもので、石高に換算したあと、反取法によって年貢を徴収することができなかった。そこでやむをえず、石高厘取法(永高×五石Ⅱ石高高辻×年貢率Ⅱ此取石高÷二石五斗Ⅱ此取永高)によって一旦永高に戻した後、従来の永高損免法(此取永高一(損免引+諸引)Ⅱ当納合年貢高)によって年貢高を決定したものと考えられるのである。

これに対し、武蔵国秩父郡の場合は、慶長三年の永高検地に基づいて永高高辻が確定され、これが太田部村の例のように年貢割付状の高辻として用いられてきたのは同じであるが、その後表3のように寛永十二年、同十七年、慶安五年、明暦元年、寛文二年と五回に分けて秩父郡の村々(外秩父を除く)の検地が実施され、新検地に基づく新永高が決定された。新検地後の年貢割付状はこの新永高を高辻として用いているのである。新旧両永高高辻を比較すると、表4のようになる。

野巻村は慶長三年の検地永高高辻は一七貫七・四文、慶安五年の新検地永高高辻は三〇貫七・六〇文で、その増加率は一・七四倍であった。上田野村は一・三四倍、小柱村は一・三三倍であった。また三沢村の明暦元年検地の増加率は一・一六倍、太田部村の寛文二年検地の増加率は一・〇六倍で、概して慶安五年検地の増加率の方が高かった。以上のように秩父郡の村々では新検地によって慶長三年次の永高高辻を越える新しい永高高辻が確定され、これを基準に永高損免法によって年貢が徴収されていたのである。

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

(一四)

ところで、この新検地帳の記載内容はどのようなものであったのであろうか。寛文二年(一六六二)六月十六日付の「武州秩父郡太田部村御検地水帳」によってみると、次のようなものである。

史料27 寛文二年太田部村検地帳⁷⁵

(冒頭部分)

たろうとうけ

拾五間 下々畠四畝歩

喜左衛門

八間 此永四文

九間 下々畠壹畝廿四歩 同 人

此永式文

(中略)

下々畠合九町八反八畝廿五歩

永壹貫拾六文 内式拾文上木

岩瀬源右衛門

墨付式拾参枚[㊦]

石川善兵衛(他二名略)

(以下略)

寛文二年の太田部村の検地は伊奈半左衛門忠克家臣の岩瀬源右衛門等八人の検地役人によって実施された。検地帳には小名、一筆毎の畠の縦横間数、上中下等の等級、反別、此永高、所有者等が記されている。一一冊の検地帳の内一冊の集計部分が欠損しているが、

この検地の新永高は一六貫四八九文であった。というのは寛文五年九月二十三日付の太田部村名主太兵衛等から代官宛の文書に新検地

永高は一六貫四八九文と記されており、これがまた寛文五年以後の太田部村の年貢割付状(表8イ第二期参照)の高辻としても用いられているからである。

遡って、寛永十二年(一六三五)五月十五日付の「武州秩父郡上

影森之郷御検地水帳⁷⁶ (屋敷分のみ)、慶安五年(一六五二)六月

二十三日付の「武州秩父郡薄中郷内穴辺村御検地水帳⁷⁷ (七冊之内)、

明暦元年(一六五五)六月十四日付「武州秩父郡大滝郷巢場村御検

地水帳⁷⁸ (二二冊組)をみても、これらの検地帳の記載形式は寛文

二年の太田部村検地帳と同じである。代官頭伊奈半十郎忠治・伊奈

半左衛門忠克が寛永十二年から寛文二年にかけて武蔵国秩父郡の

村々に実施した検地は、いずれも検地帳に一筆毎の小名や田畠の縦

横間数、上中下等の等級、反別、此永高、所有者等を記載した永高

制検地であったのである。

代官頭伊奈氏の代々に代って、秩父郡の幕領の新代官となった伊

奈左門は、史料25のように寛文四年(一六六四)以後の年貢割付状

で永高高辻を石高高辻に換算した上で、寛永十二年以来の新検地に

よって打ち出された田畠の等級別反別とこの取永高を用い、(等級

別田畠等反別一諸引)×反取永 \parallel 此取永高の和 \parallel 取永合(有高)+

浮役臨時 \parallel 納合(年貢高)の計算式で示される新しい年貢徴収法、

つまり反取法を採用したのである。

最後に史料26の元禄二年(一六八九)の野巻村の年貢割付状を見直すと、冒頭部分は永高高辻×五石 \parallel 石高高辻×年貢率 \parallel 此取石高

二石五斗 \parallel 此取永高 \parallel 年貢高(傍線部分が年貢割付状記載項目)という石高厘取法を、次の「右之内」の部分は(等級別田畠等反別 \parallel 諸引)×反取永 \parallel 此取永高の和(取永合) \parallel 納合(年貢高)という反取法を用いていることを示している。石高厘取法による「此永高」(年貢高)三八貫六〇八文が、反取法による「小以永」(年貢高)三八貫六〇八文に完全に置き換えられている。石高厘取法の年貢率に合わせて反取法の等級別反取永を調整することによって、石高厘取法の年貢高を反取法の年貢高と全く同じものに置き換えることができるのである。

代官松平清三郎は元禄二年の野巻村や太田部村・古大滝村の年貢割付状において、初めて冒頭に石高厘取法による年貢高を、次いで「右之内」に反取法による年貢高を併記したが、翻つて考えれば、冒頭の石高厘取法は代官伊奈左門が寛文七年から緑野郡讓原村等に用いていたものと同じ仕法である。したがって、伊奈左門は秩父郡野巻村の寛文四年の年貢割付状にこの石高厘取法の部分を記載はしなかったが、当時すでに石高厘取法を用いて年貢高を算出し、それを反取法の年貢高に置き換え、この部分だけを記載していたものと考えても差し支えないのではないかと考えられる(表8イ・ウ第二期参照)。とすれば、説明の順序上、第二期石高高辻の年貢割付状のうち、石高永高併記のものをD型 \parallel 反取法(寛文四年 \parallel 元禄元年)、石高表記のものをE型 \parallel 石高厘取法(反取法併用方式)(元禄二年以後)と区別したが、実質はD型も石高厘取法(反取法併用方式)

ということになる。伊奈左門は秩父郡の第二期石高高辻の年貢割付状において寛文四年当初から石高厘取法(反取法併用方式)を用いていたと考えられるのである。

以上のように、幕府代官伊奈左門は、寛文年間に上野国緑野郡と武蔵国秩父郡において永高高辻を石高高辻に換算する同じ石高永高併記の年貢割付状を用いたにも拘らず、緑野郡では石高厘取法(永高損免法併用方式)を用い、秩父郡では反取法、実は石高厘取法(反取法併用方式)を用いるという異なった年貢徴収法を採用したのであるが、その訳は、緑野郡讓原村等では慶長三年以後新検地が実施されなかったので引き続き上中下の等級も反別の記載もない慶長三年検地の二段記載の永高高辻を石高高辻に換算して石高厘取法(永高損免法併用方式)で年貢を徴収するしかなかった。これに対し、秩父郡の村々では寛永十二年以来新検地が繰り返されて田畠の等級別反別や永高が算出されていたのでこの新永高高辻を石高高辻に換算すると共にこの等級別反別や永高を利用して石高厘取法(反取法併用方式)という新方法で年貢を徴収することができた、つまり、慶長三年以後の新検地の実施の有無が寛文四年以後の両地域の年貢徴収法の相違となっていると考えられるのである。

ところで、第二期の石高高辻の年貢割付状において、秩父郡の村々では石高厘取法(反取法併用方式)が用いられ、先きの緑野郡の村々では石高厘取法(永高損免法併用方式)と石高厘取法(諸引石高方式)(二石当取永法(諸引石高方式)はこの簡易計算式)が用いられたが、

この三つの年貢徴収法によつて実際に徴収される年貢量にどのような差異が生ずるのであろうか。表5のように史料26の野巻村の元禄二年(一六八九)の年貢割付状の石高厘取法(反取法併用方式)を例として、浮役臨時を除いて、条件(永高、石高年貢率、諸引(相互に換算))を同じにして他の二つの年貢徴収法を試算して、比較検討することとする。

(1)、石高厘取法(反取法併用方式)

まず表5の(1)の石高厘取法(反取法併用方式)についてみると、前半の⑦石高厘取法の部分は永高三〇貫七六〇文、石高年貢率六割二分七厘六毛で、此取永高(年貢高)は三八貫六〇八文となる。後半の④反取法の部分は等級別田畠等反別から諸引を引き、それに各反取永を掛けた各此取永高の和が取永合三八貫六〇八文(内四貫九四四文は上木)で、これが年貢高になる。ここでは⑦石高厘取法による此取永高(年貢高)三八貫六〇八文が、そのまま④反取法による取永合(年貢高)三八貫六〇八文に置き換えられているのである。いいかえれば、同数に置き換えられるように等級別田畠等反別の反取永は調整されているのである。

したがつて、秩父郡の年貢徴収法は寛文四年(一六六四)に永高損免法から反取法に変わったといつても、それは⑦石高厘取法によつて算出された此取永高(年貢高)をそっくりそのまま④反取法による取永合(年貢高)に置き換えたわけである。重要なのは、石高年貢率をいくつに設定するかによつて此取永高(年貢高)は決定され、

等級別田畠等反別の反取永はこの此取永高(年貢高)と全く同じ取永合(年貢高)に置換できるように調整され決められているのに過ぎない。年貢高の増減は石高年貢率によつて決定され、反取永はそれに合わせて上下されているに過ぎないのである。

(2)、石高厘取法(永高損免法併用方式)

次に表5の(2)の石高厘取法(永高損免法併用方式)についてみると、前半の⑦石高厘取法の部分は同じ永高三〇貫七六〇文、石高年貢率六割二分七厘六毛、此取永高(有高)三八貫六〇八文である。これは(1)の石高厘取法(反取法併用方式)の前半部分と全く同じである。しかし、後半の④永高損免法の部分は此取永高(有高)三八貫六〇八文から諸引一貫九二五文(諸引反別を諸引永高に換算)を差し引いた残永高三六貫六八三文が年貢高になる。

永高損免法では、損免引や諸引がある場合、此取永高が即この年の年貢高とはならず、必ず此取永高(有高)からそれらを差し引かなければならないので、その分だけ残永高(年貢高)は減少するのである。したがつて、反取法併用方式の此取永高(年貢高)三八貫六〇八文と比較すると、永高損免法併用方式の残永高(年貢高)は諸引分の一貫九二五文だけ少ないことになる。いいかえれば、条件(永高、石高年貢率、諸引)が同じであるなら、反取法の方が永高損免法よりも高い年貢を徴収することができる厳しい年貢徴収法なのである。

(3)、石高厘取法(諸引石高方式)(一石当取永法(諸引石高方式))

を含む)

最後に表5の(3)石高厘取法(諸引石高方式)についてみることに
する。一石当取永法(諸引石高方式)はこの簡易計算式なのでここ
に含まれるものとする。この石高厘取法は諸引を石高で引くので今
までの石高厘取法と計算式は一部異なるが、同じ永高三〇貫七六〇
文、石高年貢率六割二分七厘六毛、諸引四石八斗一升三合(諸引永
高を諸引石高に換算)で試算すると、此取永高(年貢高)は三七貫
四〇二文となる。この年貢高は永高損免法の三六貫六八三文よりは
七一九文多いが、反取法の三八貫六〇八文よりは一貫二〇六文少な
いことになる。また、反取法と永高損免法との年貢高の差は一貫九
二五文である。

以上のことから、第二期の石高高辻の年貢割付状のうち、年貢量
の多い年貢徴収法は、①石高厘取法(反取法併用方式)、②石高厘
取法(諸引石高方式)(一石当取永法(諸引石高方式)を含む)、
③石高厘取法(永高損免法併用方式)の順になる。

緑野郡三波川村と下山村の代官平岡次郎右衛門が元禄四年(一六
九二)から、譲原村の代官岡田庄太夫が元禄八年(二六九五)から
揃って石高厘取法(永高損免法併用方式)を石高厘取法(諸引石高
方式)に年貢徴収法を転換したのは、それぞれ年貢の増徴をはかっ
てのことであった。こうして緑野郡三村の年貢徴収法は永高損免法
併用方式より年貢量の多い諸引石高方式に統一されてきたが、それ
は未だ反取法併用方式には及ばなかった。代官たちは緑野郡の村々

に対しても反取法を併用しなかったに相違ないが、慶長三年(一五
九八)以後に新検地が実施されていなかったため、それは無理であっ
た。反取法を適用するためには新検地を実施して等級別田畠等反別
を把握することが不可欠であったのである。

そこでもう一度上野国に戻ってみると、緑野郡・甘楽郡の村々で
新検地が実施されたのは元禄期に入ってからである。元禄四年(一
六九二)四月には緑野郡落合新宿に、同九年(二六九六)十二月に
は同郡高山村に、同十一年(一六九八)三月には甘楽郡山中領上山
郷・中山郷・下山郷の村々に実施例がみられるが、譲原村と三波川
村は例外的に実施されなかった。

第一期の永高高辻の時期、第二期の石高高辻の時期に前述の譲原
等三か村と同じ年貢徴収法が行われた檜原村(群馬県多野郡上野村)
についてみると、元禄十一年(一六九八)三月の「上野国甘楽郡山
中領上山郷檜原村御検地水帳」では

上ノ手

三拾八間 下畑壹反五畝廿五歩 伊右衛門
拾式間半

などと、まず、小名と畠地一筆毎の縦横の間数、上中下等の等級別
反別、所有者が記され、最後に

上畑六反五畝廿歩

此分米五石式斗五升三合 八斗代

などと、等級別畠地等の反別と斗代、此分米が集計され、檜原村一
村は「畑屋舗合八拾壹町式反四畝歩 此分米百九拾式石三斗七升三

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一)(小澤)

合」と確定された。

翌元禄十二年(一六九九)十一月に幕府代官池田新兵衛が発給し

た榎原村の年貢割付状は次のようなものであった。

史料28 元禄十二年榎原村年貢割付状⁸⁰⁾

上州甘楽郡上山郷榎原村卯割付之事

一、高百九拾貳石三斗七升三合

此反別八拾壹町貳反四畝歩

此訳

上畑六反五畝廿歩

取永壹貫百八拾九文

百八拾壹文取

中畑壹町四反八畝貳歩

取永貳貫三百九拾九文

百六拾貳文取

下畑四町貳反八畝廿五歩

取永六貫百三拾貳文

百四拾三文取

下々畑九町貳反三畝廿貳歩

取永拾貫五百三拾壹文

百拾四文取

山畑八町七反七畝廿五歩

取永五貫七百九拾四文

六拾六文取

桑畑壹町四反三畝拾歩

取永六百七拾四文

四拾七文取

楮畑拾五町八反貳畝廿壹歩

取永七貫四百三拾九文

四拾七文取

切代畑三拾八町壹畝拾壹歩

取永六貫八百四拾貳文

拾八文取

屋敷壹町五反貳畝拾四歩

内拾歩 白井御関所番敷引

残壹町五反貳畝四歩

取永貳貫八百九拾壹文

百九拾文取

小以永四拾三貫八百九拾壹文

外

一、永六拾五文

百姓林銭

此反別貳町壹反七畝拾五歩

三文取

一、永拾文

百姓敷銭

此反別五反貳畝五歩

貳文取

一、永六百三拾三文

紙舟役

一、永九拾貳文

絹売出

一、永五百六拾八文

綿売出

一、永百四拾貳文

紙売出

小以永壹貫五百拾文

永合四拾五貫四百壹文

右納次第

永三拾八文

荏納

此荏壹斗九升貳合

永七拾七文

大豆納

此大豆三斗八升五合

永四拾五貫貳百八拾六文 金納

右之通、当御取ケ惣百姓立会無高下致割、十二月十日限可皆済
若於令難済者急度可申付者也

元禄十二年卯十一月 池田新兵衛[㊦]

名主

惣百姓

この年貢割付状と検地帳とを比較してみると、元禄十一年検地で
確定された反別や村高に基づいて年貢割付状が作成されていること
が分かる。しかも年貢割付状は「此訳」以下に示されている通り、
反取法を用いて年貢を徴収しているのである。

この反取法による年貢割付状が秩父郡太田部村や野巻村等の元禄
二年（一六八九）の年貢割付状にみられたような石高厘取法（反取
法併用方式）であったのであろうか。今のところ、緑野郡や甘楽郡
の村々では石高厘取法の年貢（此取永高）をそっくり反取法による
年貢（取永合）に置き換える石高厘取法（反取法併用方式）を明記
した年貢割付状は見当らない。しかし、秩父郡太田部村や野巻村の
石高厘取法（反取法併用方式）の年貢割付状も表8イ・ウ第二期の
通り、石高厘取法の部分を詳細に記載したのは元禄二年だけで、翌
三年から次第に記載項目を減らし、元禄九年以後は石高と反別を記
すだけとなる。「此訳」以下の反取法の部分も合せてみると、楡原
村の元禄十二年の年貢割付状の型式は、元禄九年以後の太田部村や

野巻村のそれと全く同じである。したがって、楡原村の元禄十一年
検地後の年貢割付状は石高厘取法の部分を省略してあるが、実は石
高厘取法（反取法併用方式）のものとみて差し支えないものと考え
られる。仮りにこの徴収法で試算すれば、石高厘取法の部分は永高
三八貫四七五文×五石 \parallel 石高高辻一九二石三斗七升三合×年貢率
〇・五七〇三九 \parallel 此取石高一〇九石七斗二升八合 \div 二石五斗 \parallel 此取
永高四三貫八九一文になる。此取永高（年貢高）四三貫八九一文を
反取法の部分の小以永（年貢高）四三貫八九一文に反取永を調整し
てそっくり置き換えたことになる。

とすれば、緑野郡や甘楽郡の村々に対しても幕府代官池田新兵衛
は、元禄十一年検地によって石高高辻や等級別田畠等反別を把握し、
最も年貢を多量に徴収することのできる石高厘取法（反取法併用方
式）をついに実現したと考えられるのである。こうして、元禄検地
以後は緑野郡や甘楽郡の村々でも秩父郡の村々と同様に、当時最高
の年貢徴収法である石高厘取法（反取法併用方式）によって年貢が
徴収されるようになったのである。

三、年貢物の実態

1、第一期永高高辻の年貢請取状

秩父郡の村々についても第一期永高高辻の年貢請取状によって納
入された年貢の実態について検討することとする。秩父郡の最古の

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴取政策とその後の変遷(一) (小澤)

(二〇)

年貢請取状は天正二十年(一五九二)四月二十九日付で伊奈忠次の手代三輪忠左衛門等三人が肝煎衆加藤雅楽之助等に発給した次のものである。

史料29 天正二十年横瀬郷年貢請取状²¹⁾

横瀬郷卯歳之御成ケ之事

合百六拾五貫八百七拾老文者 定納

但此内老貫式百文ハ山手ニ大宮分出ル也

右永楽錢ニ而請取納候者也、仍如件

天正廿年^{壬辰}

三輪忠左衛門(花押)(黒印)

四月廿九日

駒井新兵衛(花押)(黒印)

きもいり衆

奥 采女正(花押)(黒印)

加藤雅楽之助殿

同

同名将監殿

同

阿佐美空助殿

其他

御百姓中

ここでは、一六五貫八七一文の年貢を村内の有力者である肝煎衆加藤雅楽之助等を通して永楽錢で上納させているのである。秩父郡の村々では今の所天正検地は確認されていない。しかし、史料24の野巻村の文禄三年の坪入帳のように永高を二段に記載し、上段の永

高が文禄三年以前の検地永高を意味すると理解されることや、前述の通り同様に永高を二段に記載した譲原村の文禄三年の坪入帳のある上野国緑野郡においては、天正十九年二月六日付の「上州緑郡中大塚屋敷縄打水帳」が存在することによって、天正十九年検地の実施が裏付けられることからすれば、秩父郡においても天正十九年検地が実施され、それに基づいてこの年貢請取状は発給されたものと考えて差し支えないように思われる。

次に、秩父郡で年貢請取状の型式が整い、その内容がはっきりしてくるのは寛永年間からである。表9ア・イ・ウによると、その最初の年貢請取状は寛永元年(一六二四)十二月二十八日付で、伊奈半十郎忠治の手代大河内与兵衛が大宮村(秩父市)宛に発給したものである。これが今の所上野国緑野郡を含めて、代官頭伊奈氏のこの形式の年貢請取状の最初のものである。年貢割付状と合せて掲げることとする。

史料30 寛永元年大宮村年貢割付状²²⁾

子ノ歳御年貢可納割付之事

一、永四百拾六貫百七拾四文 高辻

此内

六百五拾五文

河かけニ引

六拾文

満光寺道ニ引

七拾三貫文

田付荒ニ引

九貫九百七十四文

損免三分引

残三百三拾貳貫四百八拾五文 子ノ納

此外

永貳十壹文

改出し

右如此相定候上者、十一月廿日切而急度可致皆濟候、若其過於無沙汰者譴責を以て申付者也、仍如件

寛永元年

伊奈 半十 御印判

子十一月七日

大河内孫十 御印判

大宮村

名主百姓中

史料31 寛永元年大宮村年貢請取状⁽³³⁾

子ノ年御年貢請取事

永四貫八百六拾壹文

綿之本代

同七百五拾文

糸ニて納

此糸三石七斗五升

同貳貫五百四拾壹文

漆ニて納

此漆三貫六百三拾目

同三百貳拾四貫三百卅三文

金ニて納

合三百三拾貳貫四百八拾五文

此外

此外口錢^(株道)せん済 御印判

永貳拾壹文

改出し

此外口せん済

御印判

此外うきやく

永三貫七文

綿うり出し

同壹貫六百五拾文

役綿本わり共ニ

同百八拾九文

うきやく

同壹貫貳百文

山錢

合六貫四拾六文

此外口錢済

御印判

右請取所也

大河内与兵衛

寛永元年

御印判
御すへ判

子十二月廿八日

秩父 大宮村

大宮村の寛永元年の年貢割付状の高辻は永四一六貫一七四文であるが、これは慶長三年の檢地による永高高辻と考えられる。ここから河かけ分六五五文、満光寺の道になった分六〇文、田の付荒の分七三貫文、計七三貫七一五文の諸引と、損免三分引の分九貫九七四文を差し引いた残り、三三三貫四八五文が寛永元子年の年貢高で、この外に二一文的の改出し分があった。

この三三三貫四八五文の本年貢(本途)をどのように上納したかを同年の年貢請取状によってみると、三三四貫三三三文(九割七分)が金納で大部分をしめている。残りは地域の特産物である綿や漆・荏等に対する賦課で、綿の本代永四貫八六一文は金納し、荏納は七五〇文に相当する荏三石七斗五升、漆納は二貫五四一文に相当する漆三貫六三〇目を現物で上納しているのである。綿・荏・漆・大豆

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一)(小澤)

(二二)

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一)(小澤)

(二二)

等の現物納があるのは上野国緑野郡や相模国津久井領の山間部の村々と同じである。

この本途の外に浮役として、綿うり出し、役綿本わり共二、うきやく、山銭等の六貫四六文を上納していた。秩父郡でも緑野郡と同様に、浮役臨時は年貢割付状には記載されていなくても、寛永年間すでに上納していたのである。

表9イの太田部村、表9ウの野巻村の例によると、本途の内の綿本代之納、漆納、荏納、本途外の浮役臨時は固定していたのに対し金納部分だけが損免引や諸引、高外納等の有無により毎年のように変化していた。金納率は太田部村が九割七分から九割九分、野巻村が八割五分から九割で、概して緑野郡の村々より高率であった。

ところで、このような地域の産物による現物納は古く後北条氏時代にもみられたものである。秩父郡は山之根筋といわれ、耕地の乏しい畠地中心の山間の土地であったことから、北条氏邦時代の鉢形領内の秩父地方は米麦等の穀物類の生産は僅少で、綿・漆・紙・炭等の雑公事の課役があった。元龜二年(一五七二)卯月七日付の北条氏邦印判状には次のような例がある。

史料32 元龜二年北条氏邦印判状⁸⁾

御赦免條々

一把 綿

半分 漆

三艘 舟役

五人 人足

以上

二月廿七日、石間谷^{秩父郡}江敵動候処ニ、各々出逢、尽粉骨極高名候所、御感ニ被思食候、彼為褒美、右役、長令免許候、弥有勇可走廻者也、仍如件

元龜二年^{未辛} 象印

卯月七日

三山^{奉之}

高岸対馬守との

北条氏邦は秩父郡石間谷(吉田町)における高岸対馬守の働きを賞して、綿一把・漆半分・舟役(紙漉き)三艘・人足五人分の諸役を免除しているのである。これによって、秩父地方の在地土豪層は後北条氏時代から綿・漆・舟役を負担していたことが分かる。なお、後北条氏時代の雑公事をまとめてみると、表6のようになる。武蔵国秩父地方では綿・漆・舟役の他に炭(おこし炭、鍛冶炭・鉛砂、上野国緑野郡北谷(群馬県多野郡鬼石町)では黄金・綿等を現物で上納していたのである。天正十八年(一五九〇)八月に関東の新領主となった徳川氏もこれらの特産物に対する課税を引き継いだのである。

徳川家康領の支配に当たった大久保長安は表7アのように文禄三年(一五九四)検地で、田畠屋敷の年貢の外に、野巻村にはわた(綿)代二三〇目、大淵ノ村には綿代一八〇文目、黒谷村には綿代四〇〇目を賦課している。また、伊奈忠次は表7イのように慶長三年(一

五九八) 検地で薄内中郷に対して七八二文目の綿と四艘の紙舟役を賦課しているのである。これらを受けて、表9ア・イ・ウの年貢請取状にみられるように、伊奈忠治・忠克等の代官頭伊奈家の代々も本途の中に綿本代之納、漆納、荏納等を、またこの外の臨時として絹ノ割、紙ノ割、綿ノ割、紬ノ割、浮役として役綿本代、右六割二分出、紙舟役本、右二割出、山銭、役漆、役炭、役札敷板、役笹板等を賦課していたのである。

2、第二期石高高辻の年貢請取状

第二期石高高辻の年貢割付状によって納入された年貢の実態も太田部村(表9イ)と野巻村(表9ウ)によって確認することとする。両村の年貢請取状は寛文八年(一六六八)から延宝八年(一六八〇)までのもので、いずれも代官伊奈左門の手代蓑輪忠左衛門や飯田治右衛門・持福八左衛門・持福又兵衛等によって発給されたものである。

太田部村の寛文八年の年貢割付状(表8イ)は史料25に掲げた野巻村の寛文四年の年貢割付状(第二期D型Ⅱ反取法)と同型式のものである。この年の高辻は永一六貫四八九文を石高八二石四斗四升五合に換算した後、畠の等級別反別から諸引を引いた残りに反取永を掛けて此取永高を出し、それを合算したものに屋敷分を加えた取永合一六貫六八二文が本途で、この外に浮役永三貫三三〇文、臨時七四四文を加えた二〇貫七四六文がこの年の年貢高であった。太田

部村はこの年貢をどのように上納したかを同年の年貢請取状でみることとする。

史料33 寛文八年太田部年貢請取状⁵⁵⁾

太田部村御年貢永請取之事

一、永拾六貫六百八拾弍文 畑方 申納止本途

外口銭済

内五拾四文 荏三而納

此荏弍斗七升

一、永三貫三百弍拾弍文 外口銭済 浮役

一、永七百四拾四文 外口銭済 臨時

右者申年太田部村御年貢皆済、仍如件

寛文八年申 伊奈左門代

極月廿五日 蓑輪忠左衛門⁵⁶⁾

太田部村

名主百姓中

これによると、寛文八年の納辻である畑方の本途永一六貫六八二文は五四文分を荏二斗七升の現物で納め、残りの一六貫六八二文(九割九分)を金納し、この外に割付状通りの浮役永三貫三三〇文と臨時永七四四文を上納している。太田部村の現物納は荏だけであるが、野巻村は荏と漆である。第二期も荏や漆の現物納と、浮役臨時の小物成の年貢額は一定して全く変化がなかったので、年貢負担の増減は金納部分の増減で表わされることになる。伊奈左門の時代の

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

(二四)

金納率は太田部村がほぼ十割、野巻村が九割から九割三分程であった。

以上のように、第一期永高高辻の年貢割付状〔永高損免法、同(高外納方式)〕が第二期石高高辻の年貢割付状〔反取法、石高厘取法(反取法併用方式)〕に変わったが、年貢物の実態は変化がなかったのである。

四、年貢量の推移

以上のように、近世初期・前期の太田部村や野巻村等の武蔵国秩父郡の村々は、代官頭伊奈忠次・忠治・忠克の代々と伊奈氏の手代代官による第一期(慶長四年～寛文二年)は永高高辻を基準とする永高損免法、同(高外納方式)によって、伊奈左門等の後継代官による第二期(寛文四年～元禄期)は石高高辻を基準とする反取法、石高厘取法(反取法併用方式)によって年貢を徴収されていたわけであるが、その年貢量はどのように推移したであろうか。表8の第一期永高年貢率と第二期取永合年貢率、表9の本途年貢率の項をもとにその推移をみることにする。

1、第一段階(第一期前期(慶長八年～寛永十一年))

代官頭伊奈氏の代々や伊奈氏の手代代官の発給したこの期間の年貢割付状は、緑野郡と同様に損免引が行われているのが特徴で、永高損免法によって年貢が徴収されていた。寛永元年(一六二四)の

大滝村(表8ア)の例のように損免引も諸引もなく、永高高辻11年

貢高という年貢率一〇割の年もあったが、ほぼ連年損免引や川欠等の諸引があり、年貢率は永高高辻の八割四分から九割六分程度であった。しかし、特に小鹿野郷では田方損免引一六貫八九〇文(他に川欠、蔵屋敷引が一貫三六五文)のあった元和元年(一六一五)は七割、田方見捨引八〇貫一八〇文(他に川欠、蔵屋敷が一貫二四〇文)のあった寛永九年(一六三三)は四割八分、大宮村では田付荒引七三貫文(他に川欠、道引が七二五文)のあった寛永元年(一六二四)は七割九分と田方の災害による諸引の多い年は目立って年貢率が減少している。なお、この期間の年貢はいずれにしても緑野郡の場合と同様に永高高辻の範囲内であった。

2、第二段階(第一期後期(寛永十五年～寛文二年))

この期間の年貢は二つの理由で増徴が行われている。その一つは寛永十五年(一六三八)の伊奈半十郎・大河内金兵衛の年貢割付状から本途の外に高外納が新規に賦課され、永高損免法(高外納方式)が断続的に実施されたことである。秩父郡の村々の場合、高外納率は二分から八分までで年により幅が大きかったが、高外納のある年は緑野郡の場合と同様に損免引がなかったため、年貢高はほとんどの場合一〇割を越えている。表8ア・イ・ウによると、野巻村の承応三年(一六五四)の例のように諸引二貫四六三文(水押引二貫一二七文、川欠三三六文)と、特に諸引の多かった年は二口合年貢率

が永高高辻の九割六分という場合もあったが、この年を除いては、高外納のある年は一〇割（渡瀬村の慶安四年）から一〇割七分（太田部村の寛永十五年）と、いつも一〇割を越える年貢が徴収されていた。

今一つは、秩父郡の村々では、表3のように伊奈半十郎忠治によって寛永十二年・同十七年・慶安五年、伊奈半左衛門忠克によって明暦元年・寛文二年と新検地が実施され、表4のようにいずれも慶長三年の検地永高高辻を越える新検地永高高辻が確定され、これに基づいて年貢が徴収されたことである。このため、秩父郡の新検地を受けた村々は、受けなかった村々や慶長三年以後の新検地がなかった緑野郡讓原村等と比べ、年貢が増徴されていたことになる。

このことを表4によって具体的にみると、慶安五年検地の野巻村・上田野村・小柱村、明暦元年検地の大滝村・三沢村等の第一期の新検地永高に対する永高損免法による年貢率（b—B）は上田野村の九割二分から野巻村の一〇割（高外納分を除く）で、新検地永高の範囲内に収まっているが、慶長三年次の検地永高に対する年貢率（b—A）で見ると、三沢村の一割から野巻村の一七割三分（高外納分を除く）までで、いずれも一〇割を越えている。したがって、新検地が実施された秩父郡の村々の方が実施されていない村々や慶長三年以後の新検地のなかった緑野郡讓原村等より重い負担を課せられていたことが分かる。

3、第三段階（第二期）（寛文四年～元禄期）

この期間は秩父郡の幕領代官となった伊奈左門とその後継代官が寛文四年（一六六四）から今までの永高高辻に基づく永高損免法を石高高辻に基づく反取法、石高厘取法（反取法併用方式）へと、高辻の基準と年貢徴収法とを大きく転換して年貢の増徴を図った時期である。

代官松平清三郎が元禄二年（一六八九）に発給した古大滝村や太田部村・野巻村の年貢割付状（表8アイウ第二期）によると、石高厘取法による年貢量は反取法による年貢量にそっくり置き換えられている。また、年貢量の推移でも分かる通り、石高厘取法の年貢率の低い年は反取法の反取永と取永合年貢率⁽⁸⁷⁾も低く、石高厘取法の年貢率の高い年は反取法の反取永と取永合年貢率も高く、両者は連動しているのである。

表8アの古大滝村は、明暦元年（一六五五）の新検地によって永高高辻は三八貫九〇四文Ⅱ一九四石五斗二升（新大滝村が分村したため減少）で、石高厘取法による石高年貢率は最低が寛文八年（一六六八）の四割六分七厘三毛、最高が貞享元年（一六八四）・四年・元禄二年（一六八九）の七割五厘二毛であった。これを反取法に置き換えた場合取永合年貢率は最低が寛文八年の九割三分三厘一毛、最高が貞享元年・四年・元禄二年の一四割一分三毛であった。したがって、反取永も最低は寛文八年の上島七一文、中島五六文、屋敷

八〇文、最高は貞享元年、四年・元禄二年の上畠二二八文、中畠九三文、下畠七三文、下々畠二〇文、屋敷一六〇文等であった。

表8イの太田部村は、寛文二年(一六六二)の新検地による新高高辻は一六貫四八九文 \parallel 八二石四斗四升五合で、石高厘取法による石高年貢率は最低が寛文八年の五割五厘九毛、最高が寛文十二年の八割八分一厘五毛であった。これを反取法に置き換えた場合、取永合年貢率は最低が寛文八年の一〇割一分一厘七毛、最高が寛文十二年の一七割六分二厘九毛であった。したがって、反取永も最低は寛文八年の中畠五二文、下畠三七文、下々畠二二文、上木畠三〇文、萩畠一〇文、最高は寛文十二年の中畠七五文、下畠五〇文、下々畠二五文、上木畠四〇文、萩畠二〇文、屋敷二二五文等であった。

表8ウの野巻村は、慶安五年(一六五二)の新検地による新永高辻は三〇貫七六〇文 \parallel 一五三石八斗で、石高厘取法による石高年貢率は最低が寛文八年の三割七分七厘八毛、最高が天和三年(一六八三)の六割五分二厘九毛であった。これを反取法に置き換えた場合、取永合年貢率は最低が寛文八年の七割五分五厘七毛、最高が天和三年の一三割五厘八毛であった。したがって、反取永も最低は寛文八年の上々畠七七文、上畠七〇文、中畠五七文、下畠三七文、下々畠一〇文、上木畠二〇文、屋敷一二〇文、最高が天和三年の上々畠一六〇文、上畠一五〇文、中畠一〇〇文、下畠八〇文、下々畠二五文、上木畠四五文、屋敷一五〇文等であった。

これらの三村を通してみると、各年の石高厘取法の石高年貢率の

高低と反取法の取永合年貢率は連動していて、その比は一对二である。この一对二という比は、石高厘取法が年貢高 \parallel 永高高辻 \times 五石 \parallel 石高高辻 \times 年貢率 \parallel 比取石高 \div 二石五斗 \parallel 比取永高の計算式で示され、永高高辻から石高高辻への転換は永一貫文 \parallel 五石替、此取石高から此取永高への転換は二石五斗 \parallel 永一貫文替で、永高を二倍にする仕法に対応するものである。したがって、石高厘取法の石高年貢率一に対して、反取法の取永合年貢率二の比率で、全く同じ年貢量を徴取していることになる。

このため、石高厘取法(反取法併用方式)で大事なものは石高年貢率で、これをいくつに設定するかによって此取永高(年貢高)が決まると同時に、反取法の取永合年貢率と取永合(年貢高)も決まり、これらに合わせて等級別田畠等の反取永が調整され、上下されているのである。

ところで、これら三村の取永合年貢率の推移をみると、伊奈左門時代の寛文八年(一六六八)が最低であった。寛文八年という年は緑野郡の譲原村が年貢割付状で日損畠免一三貫七五〇文、三波川村が同二一貫文、下山村が同二九貫九〇〇文と旱害による大きな損免引のあった年である。したがって、秩父郡でも同様の旱害があったと考えられるが、秩父郡の村々は寛永十二年以後の新検地に基づいて反取法による年貢徴取が行われていたので、等級別田畠等の反取永を引き下げる形で年貢を減額し、依然として永高損免法による緑野郡の村々とは異なった対応をしたわけである。寛文八年のよう

な特別な場合を除き、取永合年貢率は、伊奈左門時代では古大滝村が一〇割三分から二割二分、太田部村が一〇割一分から一三割一分、野巻村が九割一分から二割三分であった。次の間瀬吉太夫・松田権兵衛・小池甚左衛門・松平清三郎時代では、古大滝村が一割四分から一四割一分、太田部村が一割五分から一五割二分、野巻村が一〇割三分から一三割であった。

なお、これを慶長三年（一五九八）の旧永高高辻に対する取永合年貢率（表8イとウの第二期の取永合年貢率の上段）で見ると、太田部村では寛文十一年（一六七二）から元禄三年（一六九〇）頃が一五割から一八割で、最高は寛文十二年の一八割六分五厘であった。野巻村では、延宝五年（一六七七）から元禄四年（一六九一）までほぼ二〇割を越え、最高は天和三年（一六八三）の二二割六分七厘であった。慶長三年以後新検地のなかった緑野郡讓原村等三村と比較した場合、耕地の増加量が不明なので一概に比較するのは難しいが、旧永高高辻に対する年貢量だけで見ると、新検地のあった秩父郡の村々の方が概して負担が多かったことになるのである。

4、年貢の未進

以上のように、代官伊奈左門等が寛文四年から実施した石高高辻への転換による反取法、石高厘取法（反取法併用方式）は、秩父郡の村々の百姓たちに重い負担を課した。このため、村々では、この時期になると、上野国緑野郡の村々と同様に年貢の未進が続出した。

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(一) (小澤)

表9の年貢請取状によってみると、代官頭伊奈氏の代々等の支配した第一期（慶長四年～寛文二年）には秩父郡の村々はすべて年内に年貢の上納を終えているが、後継代官伊奈左門等の支配した第二期（寛文四年～元禄期）になると未進が多くなった。

太田部村では、寛文四年と六年の年貢を寛文十年六月晦日に皆済し、野巻村では、寛文四年と五年の年貢を寛文十年八月二十一日に、寛文九年と同十年の年貢を寛文十三年二月十日に皆済している状態であった。しかし、今の所秩父郡では年貢の減免を求める史料は見当たらない。

(五)、まとめ

上野国緑野郡讓原村等の村々と同様に、徳川家康領であった武蔵国秩父郡の村々に対しても、代官頭大久保長安や伊奈忠次は天正十年（一五九二）（推定）・文禄三年（一五九四）・慶長三年（一五九八）と繰返し永高制検地を実施し、改出しによる年貢の増徴を図った。特に伊奈忠次は慶長三年検地の田畠屋敷の合計永高を村々の高辻として確定し、翌慶長四年から毎年年貢割付状を発給、村々から一定の年貢を確実に徴収する体制を確立して徳川氏・幕府の財政的基礎を固めたと考えられるが、秩父郡最古の年貢割付状は今の所慶長八年（一六〇三）の皆野之郷宛のものである。

秩父郡の幕領村々の第一期（慶長八年～寛文二年）の年貢割付状は代官頭伊奈備前守忠次の代々とその手代代官の発給したもので、

(二七)

その特徴は、緑野郡と同様に、村の高辻を慶長三年検地による永高で表記していることと、百姓取分として損免引を認めて永高損免法によって年貢を徴収していることである。この年貢徴収法は表記の上では

A₀型 永高高辻 \parallel 当納(年貢高)

A₁型 永高高辻 \parallel 損免引 \parallel 残(当納)

A₂型 永高高辻 \parallel 諸引 \parallel 残(当納)

A₃型 永高高辻 \parallel (損免引+諸引) \parallel 残(当納)

の四型式に分類されるが、これらは別個のものではなく、年により損免引や諸引を行うか否かによって年貢割付状の表記形式が異なるのであって、年貢徴収法が異なるわけではないのである。損免率から年貢高を算出するこれらに共通したA型の基本計算式は次のよう一括される。

永_高高_辻 \parallel 諸引

損免引 \parallel
 $1 + (1 \times \text{損免率})$

しかし、この年貢徴収法では永高高辻を越える年貢を徴収することはできなかつた。そこで代官頭伊奈氏は秩父郡においては二つの方法で年貢の増徴を図った。

その一つは、緑野郡と同様に高外納を賦課することであった。永高損免法(高外納方式) \parallel A型の基本計算式+高外納 \parallel 年貢高は緑野郡と同様に寛永十四年(一六三七)から実施されたと考えられるが、秩父郡では同年の年貢割付状が未発見で、今の所寛永十五年の

伊奈半十郎と大河内金兵衛が連署して発給したものが初見である。

秩父郡でも高外納のある年には損免引がなく、この永高損免法(高外納方式)の導入によって初めて慶長三年検地の永高高辻を越える年貢を徴収することが可能になり、永高高辻の一〇割から一〇割七分の年貢を課しているのである。

今一つは、秩父郡独自のもので、新検地を実施して村々の永高高辻を増額することであった。伊奈半十郎忠治は寛永十二年(一六三五)と同十七年、慶安五年(一六五二)に、伊奈半左衛門忠克は明暦元年(一六五五)と寛文二年(一六六二)に秩父郡の村々に対し順次新検地を実施し、改出しにより永高を増額して、この新永高高辻を基準に永高損免法・同(高外納方式)を用いて年貢を増徴したのである。

以上の第一期に対し、第二期(寛文四年 \sim 元禄期)の年貢割付状は支配替によって新規に秩父郡の幕領代官となった伊奈左門等の後継代官の発給したものである。その特徴は、村の高辻を永一貫文 \parallel 五石替により慶長三年検地永高や寛永十二年以後の新検地永高を石高高辻に転換して、石高厘取法によって年貢を徴収すると共に、新検地により把握された等級別田畠等反別に反取永を掛け、それらを合算する反取法を併用する石高厘取法(反取法併用方式)で年貢を徴収していることである。

松平清三郎の元禄二年(一六八九)の古大滝村や太田部村・野巻村の年貢割付状(表8ア・イ・ウ第一期)によると、石高厘取法に

よる年貢量は反取法による年貢量にそっくり置き換えられている。

また、年貢量の推移でも分かる通り、石高厘取法の石高年貢率が低い年は反取法の取永合年貢率も低く、石高厘取法の石高年貢率の高い年は反取法の取永合年貢率も高く、両者は連動しているのである。石高厘取法の石高年貢率の最低は寛文八年（一六六八）で古大滝村が四割六分、太田部村が五割、野巻村が三割七分、反取法の取永合年貢率の最低も寛文八年で古大滝村が九割三分、太田部村が一〇割一分、野巻村が七割五分、石高厘取法の石高年貢率と反取法の取永合年貢率の最高は古大滝村が貞享元年（一六八四）・四年・元禄二年の七割と一四割一分、太田部村が寛文十二年（一六七二）の八割八分と一七割六分、野巻村が天和三年（一六八三）の六割五分と一三割であった。これからすると石高厘取法の石高年貢率と反取法の取永合年貢率の比は常に二対一である。これは、永高を石高高辻に換算する時は永一貫文Ⅱ五石替、此取石高を此取永高に換算する時は二石五斗Ⅱ永一貫文替とすることによる。また、これを慶長三年の旧永高高辻の年貢率でみると、最高は太田部村が寛文十二年の一八割六分、野巻村が天和三年の二二割六分であった。

以上のように、石高高辻に転換された後の年貢は非常に厳しいものであったので、寛文年間には村々での年貢の未進が続発したのであった。

四、おわりに

近世初期から前期にかけての上野国緑野郡と武蔵国秩父郡における徳川領・幕領に残された年貢割付状や年貢請取状、検地帳等を分析した結果、代官頭伊奈氏の代々とその手代代官、及びその後継代官たちの年貢徴収政策は次のようにまとめ直すことができる。

第一時代 代官頭伊奈氏の代々とその手代代官時代（慶長四年～寛文二年）

この時代は、緑野郡においても秩父郡においても、代官頭伊奈備前守忠次・伊奈半十郎忠治・伊奈半左衛門忠克の代々と、伊奈氏の手代代官である成瀬権左衛門・杉浦五郎右衛門・富田吉右衛門・大河内孫十郎（金兵衛）等が、慶長三年（一五九八）の永高検地で確定した高辻を基準にした第一期の永高高辻の年貢割付状を翌慶長四年から発給し、永高損免法によって毎年一定の年貢を継続して徴収する政策を展開して、徳川氏・幕府の財政的基礎を確立、維持する体制を整えたことである。

この時代の永高損免法の年貢割付状は、第一期A型Ⅱ永高損免法（慶長四年～寛文二年）、第一期B型Ⅱ永高損免法（高外納方式）（寛永十四年～寛文元年、断続的に）の二型式に分類される。

第一期A型Ⅱ永高損免法の特色は慶長四年（一五九九）から寛永十三年（一六三六）までの三八年間連続して損免引が行われている

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(二)(小澤)

(三〇)

ことである。この損免引や諸引の有無によって、このA型の年貢割付状は

A₀型 永高高辻 \parallel 当納(年貢高)

A₁型 永高高辻 \parallel 損免引 \parallel 残(当納)

A₂型 永高高辻 \parallel 諸引 \parallel 残(当納)

A₃型 永高高辻 \parallel (損免引+諸引) \parallel 残(当納)

の四型式で表記されるが、損免率から年貢高を算出する計算式は次のようにまとめられる。

$$\begin{array}{l} \text{第1期A型の基本計算式} \\ \text{永高高辻} \parallel \text{諸引} \\ \hline 1 + (1 \times \text{損免率}) \end{array} \parallel \text{年貢割}$$

この期間損免引が毎年連続して行われたのは、後北条氏に代って新領主となった徳川氏がその支配を安定させるために、災害等による諸引とは別に百姓に取分を認めたからである。これは、天正二十年(一五九二)の秩父郡横瀬郷の年貢請取状において、肝煎衆三人に「苗字」を付けたり、百姓に「御」の字を付けているのと同様に、新領民への気遣いの現われであり、懐柔策の一つであったと考えられる。

次に、第一期B型 \parallel 永高損免法(高外納方式)は寛永十四年(一六三七)から新規に高外納という臨時の年貢が賦課されたことで、A型に対応させたB型の基本計算式は次のように表わされる。

$$\begin{array}{l} \text{第1期B型の基本計算式} \\ \text{永高高辻} \parallel \text{諸引} \\ \hline 1 + (1 \times \text{損免率}) \end{array} \parallel \text{高外納} = \text{年貢高}$$

A型の計算式では永高高辻の範囲内しか年貢を賦課することができなかったが、B型では永高高辻を越える年貢の増徴を行えるようになった。また、高外納の賦課される年には諸引はあっても損免引はなく、以後損免引は断続的に実施され、当初の百姓懐柔策としての性格は薄くなった。

このように損免引に代えて高外納を賦課して年貢を増徴することができるようになったのは、中央における徳川將軍による江戸幕府の支配体制の確立と、寛永十八年(一六四一)の埼玉郡四条村や同二十年の秩父郡品沢村の五人組帳前書にみられる通り、在方における代官頭伊奈氏の在地支配体制の貫徹とを反映しているものと考えられる。

なお、この時代の両郡における相違点は、緑野郡の村々は慶長三年(一五九八)以後検地が実施されなかつたので、慶長三年検地で確定された永高高辻が一貫して使用されたのに対し、秩父郡の村々では次々と新検地が実施され、新永高高辻によって年貢が賦課されたことである。

秩父郡の村々では、慶長三年(一五九八)以後、寛永十二年(一六三五)、同十七年、慶安五年(一六五二)、明暦元年(一六五五)、寛文二年(一六六二)と順々に新検地が実施され、等級別田畠等反別や新永高高辻等が定められた。代官頭伊奈氏の代々等は、等級別田畠等反別を直接年貢徴収に利用することはしなかつたが、新永高高辻は直ぐに年貢賦課の基準として年貢割付状に用いた。このため、

秩父郡の村々は新検地が実施され次第々と増額された新永高高辻を基準に年貢を賦課され、慶長三年検地の永高高辻のままの緑野郡の村々より多くの年貢を負うことになったのである。

第二時代、後継代官時代（寛文四年―元禄期）

寛文四年（一六六四）に代官頭伊奈氏の代々等に代つて両郡の幕府代官となったのは伊奈左門であった。伊奈左門は新検地が実施され、等級別田畠等反別や新永高高辻等が定められた秩父郡の村々では、寛文四年（一六六四）当初から石高永高併記の第二期の石高高辻の年貢割付状を発給して、第二期D型Ⅱ反取法（寛文四年―元禄元年）で年貢を徴収した。

しかも、これは元禄二年（一六八九）に代官松平清三郎が発給した第二期E型Ⅱ石高厘取法（反取法併用方式）（元禄二年以後）の年貢割付状の冒頭の「石高」に基づく石高厘取法の部分を省略して、後半の「石之内」の反取法の部分のみを表記したものと考えられる。石高厘取法（反取法併用方式）では、石高厘取法によって算出した此取永高（年貢高）を、反取永を調整することによって反取法による取永合（年貢高）にそのまま置き換えることができるのである。したがって、伊奈左門は秩父郡の村々に対して寛文四年（一六六四）当初から石高厘取法（反取法併用方式）を用いていたと考えられる。

これに対し、伊奈左門は緑野郡の村々では、①寛文四・五年には永高表記の第一期C型Ⅱ永高損免法（浮役臨時方式）、②寛文六年には永高石高併記の第一期C型Ⅱ永高損免法（浮役臨時方式）、③

寛文七年からは石高永高併記の第二期A型Ⅱ石高厘取法（永高損免法併用方式）と、試行錯誤しながら種々の年貢割付状を発給して年貢を徴収した。

なぜかといえ、新検地が実施されていない緑野郡の村々では、新永高高辻や等級別田畠等反別が把握されていなかったため、反取法を適用できなかったからである。そこで、やむをえず慶長三年検地の永高高辻によって、代官頭伊奈氏の代々等の年貢徴収法である永高損免法を継承して年貢を徴収したのである。しかし、できる限りの年貢の増徴をはかり、単なる永高損免法より年貢を増徴できる石高厘取法と永高損免法を組み合わせた石高厘取法（永高損免法併用方式）を考案した。

こうして、伊奈左門が秩父郡村々に実施した石高厘取法（反取法併用方式）と、緑野郡村々に実施した石高厘取法（永高損免法併用方式）とは、その後代官の交替があっても両郡がほぼ同一の代官に支配されている元禄三年（一六九〇）までは継続して用いられた。

ところが、元禄四年（一六九一）になると、代官平岡次郎右衛門は三波川村と下山村に石高厘取法（諸引石高方式）を用い、同五年に依田五兵衛は三波川村に一石当取永法（諸引石高方式）を用いた。こうして緑野郡の村々では代官が区々になってくると、それぞれに異なった年貢徴収法が用いられるようになった。元禄五年（一六九二）の状況をみると、緑野郡の譲原村は代官山川金右衛門の石高厘取法（永高損免法併用方式）、下山村は代官池田新兵衛の石高厘取

法(諸引石高方式)、三波川村は代官依田五兵衛の一石当取永法(諸引石高方式)である。秩父郡を加えると、太田部村や野巻村は代官松平清三郎の石高厘取法(反取法併用方式)である。

幕府代官はそれぞれ年貢の増徴を競い合うかのように様々な年貢徴収法を用いたが、これらに共通しているのは石高厘取法である。

石高厘取法は、基本的には永高 \times 五石 \parallel 石高高辻 \times 年貢率 \parallel 此取石高 \div 二石五斗 \parallel 此取永高の計算式で表わされ、永高を石高高辻に替える時には永一貫文 \parallel 五石替、此取石高を此取永高に替える時には二石五斗 \parallel 永一貫文替として、元の永高に対する年貢を倍増する仕法であった。この仕法は、早く寛永十三年(一六三六)に幕府代官市川孫石衛門によつて武蔵国高麗郡高麗之郷(日高市)の年貢割付状に用いられていたものであった。そこで後継代官たちは、少しでも多くの年貢を徴収するために種々工夫をして、代官頭伊奈氏の代々等の永高損免法に替えて、みなこの石高厘取法を用いるようになったのである。しかし、新検地による等級別田畠等反別等の把握の有無によつて併用する方式が分かれ、年貢量に差異が生ずるのである。

この四方式を仮りに同じ条件(永高 \cdot 石高年貢率 \cdot 諸引(相互に換算))で試算、比較してみると、年貢量の多いのは、①石高厘取法(反取法併用方式)、②石高厘取法(諸引石高方式)(一石当取永法(諸引石高方式)はここに含む)、③石高厘取法(永高損免法併用方式)の順になる。

元禄八年(一六九五)に譲原村の代官となった岡田庄太夫が石高厘取法(永高損免法併用方式)を石高厘取法(諸引石高方式)に替えたのは少しでも年貢を多く徴収しようとしたためであろう。この結果、緑野郡の譲原村等三村の年貢徴収法はすべて慶長三年検地永高のままでは年貢を最も多量に徴収できる石高厘取法(諸引石高方式)に収斂された。さらに代官たちは、緑野郡の村々の年貢を引き上げるために、秩父郡の村々で用いられていた石高厘取法(反取法併用方式)へ転換しなかった筈であるが、そのためには新検地による等級別田畠等反別の把握が不可欠であった。

そこで、上野国緑野郡 \cdot 甘楽郡の村々では元禄期に次々と幕府代官によつて新検地が行われた。檜原村は元禄十一年検地で新石高高辻や等級別畠地等反別が確定され、翌十二年の池田新兵衛の年貢割付状から反取法によつて年貢が徴収された。これは秩父郡太田部村や野巻村の年貢割付状と比較して、石高厘取法の部分は省略してあるが、石高厘取法(反取法併用方式)によるものと考えられる。したがって、ついに緑野郡や甘楽郡の村々に対しても幕府代官は秩父郡と同様に最も年貢量の多い石高厘取法(反取法併用方式)の年貢徴収法を適用することができたのである。

以上によつて、上野国緑野郡 \cdot 甘楽郡、武蔵国秩父郡の徳川領 \cdot 幕領における、第一期永高高辻の年貢割付状時期の永高損免法から永高損免法(高外納方式)へ、第二期の石高高辻の年貢割付状時期への転換と、石高厘取法(永高損免法併用方式)から石高厘取法(諸

引石高方式)並びに一石当取永法(諸引石高方式)へ、さらに石高厘取法(反取法併用方式)へという年貢徴収法の変遷は、幕府代官頭伊奈氏の代々とその手代代官、及びその後継代官たちによる一貫した年貢増徴政策であったといえるのである。

註

- (54) 本稿で取り扱う秩父郡の徳川領・幕領の村々とは、秩父盆地側の村々を指し、外秩父側村々は含まれていない。
- (55) 新井家文書、(埼玉県立文書館蔵、写真版C七七五〇他)
- (56) 逸見家文書、(埼玉県立文書館蔵、写真版C四四七二他)
- (57) 和泉清司編『伊奈忠次文書集成』、加茂下仁編『秩父における文禄・慶長期の検地帳』、柿原謙一編『秩父地域絹織物史料集』、『大滝村誌』資料編二・六、『皆野町誌』資料編二・三、『神川町史』資料編、『荒川村誌』資料編、『吉田町史』資料編第一輯・第二輯、荒川村教育委員会編『井上家文書』、(編者不詳)『秩父郡小柱村文書』巻、等による。
- (58) 第二期D型Ⅱ反取法は、後述する通り、元禄二年の第二期E型Ⅱ石高厘取法(反取法併用方式)の年貢割付状(史料26)の石高厘取法の部分に記載せず、反取法の部分だけに記載したもので、実は第二期E型Ⅱ石高厘取法(反取法併用方式)と同じであったと考えられる。
- (59) なお、上野国緑野郡では、慶長三年(一五九八)の検地で確定された永高高辻を基準に伊奈備前守忠次が慶長四年十月三日付で譲原村や三波川村に発給した年貢割付状が最古のものであった。したがって、同様に慶長三年に検地が実施された秩父郡でも、この検地で確定された永高高辻を基準に慶長四年から伊奈備前守忠次の年貢割付状が発給されたと考えられるが、今のところ慶長四年から同七年までのものは発見されていない。

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(二)(小澤)

- (60) 野巻村逸見家文書 C四四七二
- (61) 『大滝村誌』資料編二、四九頁
- (62) 編者不詳『秩父郡小柱村文書』巻、四頁
- (63) 註(61)に同じ
- (64) 太田部村新井家文書 C七七五三
- (65) 大滝村のものは『大滝村誌』資料編二、四九頁。日野村のものは『荒川村誌』資料編、一九三頁
- (66) 『新編埼玉県史』資料編17近世8、七四頁と七九頁。なお、代官頭伊奈氏の在地からの年貢徴収の仕組等については、拙稿「関東郡代伊奈氏の在地支配組織」(『埼玉県史研究』第二六号、平成3年参照)
- (67) 太田部村新井家文書(埼玉県立文書館蔵、写真版C九〇七八他)
- (68・69) 野巻村逸見家文書(埼玉県立文書館蔵、写真版C七三八他)
- (70) 武蔵国の天正検地は、「武蔵国初期検地一覽」(和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』八七〇頁)によれば、多東郡等十一群の三三例が紹介されているが、いずれも面積表示は大中小・畝で記載したものである。秩父郡の永高検地は一例もない。
- (71) この事は、文禄三年三月二十八日の「(児玉郡下阿久原村検地帳)〔木村家文書〕と慶長三年五月四日付の「武州児玉郡下阿久原之郷御坪入帳」(設楽家文書(いずれもC七二六、埼玉県立文書館)、文禄三年四月二日付の「武州渡瀬之郷御坪入帳」と慶長三年四月十九日付の「武州秩父之内渡瀬之郷御地詰帳」(いずれも桜沢家文書、『神川町誌』資料編)、文禄三年五月二十三日付の「武州秩父郡太駄之郷御地詰帳」と慶長三年五月二十六日付の「武州秩父郡太駄之郷御地詰帳」(いずれもC七三七、埼玉県立文書館)とを比較しても同じ事が分かる。
- (72) 三波川村の飯塚馨家文書「慶長四亥年より御割付取永写」(群馬県立文書館)では寛文三年について「御割付相見不申」と記し、秩父郡野巻村の逸見家文書「御割付写」(C四四八二、埼玉県立文書館)では「寛文三年寅・寛文三卯年 右両御割付不相渡候」と記している。しかし、秩父郡大滝村と三沢郷には伊奈半左衛門忠克の寛文二年十一月七日付の年貢割付状(『大滝村誌』資料編二、五〇頁)、『皆野町誌』

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷(二)(小澤)

資料編三、二七頁)がある。

- (73・74) 野巻村逸見家文書(埼玉県立文書館蔵、写真版C四四八四、C四四八二)

- (75) 太田部村新井家文書(埼玉県立文書館蔵、写真版C四六七九)

- (76) 忍藩秩父領割役松本家文書、写真版C三三五一(埼玉県立文書館)

- (77) 『両神村史』史料編1、一六三頁

- (78) 『大滝村誌』資料編一、一五八頁

- (79・80) 黒沢馨家文書(群馬県多野郡上野村檜原)(群馬県立文書館)

- (81) 萩原龍夫・杉山博編『新編武州古文書』上、六七三頁

- (82・83) 高野家文書(秩父市立図書館蔵)

- (84) 『新編埼玉県史』資料編6中世二、三三六頁

- (85) 太田部村新井家文書(埼玉県立文書館蔵、写真版C七七五一)

- (86) 第一期後期でも、承応元年(一六五二)には渡瀬村では田荒引三貫九

六文、下吉田村では田免引一九貫五〇〇文があり、田方の災害による諸引の多い年の年貢率は、それぞれ七割六分と七割三分で低かった。

- (87) 表8のイ太田部村とウ野巻村の第二期取永合年貢率は、上段が慶長三年検地永高高辻、下段が太田部村は寛文二年、野巻村は慶安五年の新検地永高高辻に対するものである。

表 3 武蔵国秩父郡における検地

検地実施年	西暦	検地役人	村名
天正 19 年	1591	不詳	(下阿久原之郷、渡瀬之郷、野巻村、太駄之郷、大瀨ノ村、黒谷)
文禄 3 年	1594	大久保石見守長安	[下阿久原之郷、渡瀬之郷、野巻村、太駄之郷、大瀨ノ村、黒谷]
慶長 3 年	1598	伊奈備前守忠次	[下阿久原之郷、渡瀬之郷、野巻村、太駄之郷、太田部之郷、薄内中郷、長留之郷)、石間、白久
寛永 12 年	1635	伊奈半十郎忠治	栃谷、定峰、山田、横瀬、大宮、下影森、上影森
寛永 17 年	1640	〃	矢納、白久
慶安 5 年	1652	〃	大瀨、黒谷、久那、別所、田村郷、蒔田、寺尾、品沢、伊古田、堀切、小柱、野巻、久長、阿熊、下吉田、上飯田、中飯田、下飯田、薄、小森、伊豆沢、上小鹿野、下小鹿野、般若、長留、上田野、浦山、鷺川、日野、小野原
明暦元年	1655	伊奈半左衛門忠克	三沢、下田野、井戸、岩田、風布、金尾、矢那瀬、本野上、中野上、野上下郷、藤谷淵、金崎、皆野、大野原、栃谷、定峰、山田、横瀬、藤倉、河原崎、三山、日尾、石間、上吉田、古大滝、新大滝
寛文 2 年	1662	〃	金沢、上日野沢、下日野沢、太田部

註

村名の内、() を付けたものは、文禄 3 年検地帳の永高二段記載から実施を推定したものである。

村名の内、[] を付けたものは、筆者の調査による。

村名の内、括弧の無いものは、『新編武蔵風土記稿』に各年度の検地施行の記載のあるものである。

村名の内、下線を付けたものは、埼玉県立文書館や市町村史(誌)の資料(史)料編、諸家の文書目録等で、検地帳の原本や写(一部又は全部)・記録等が確認できるものを示す。

表 4 秩父郡村々の新旧検地高辻と年貢高比較表

村名	慶長3年検地高辻 A (1598)	新旧検地高辻		増加率 B/A	慶長3年検地高辻の内の年貢高	年貢率 ^a	新旧検地高辻の内の年貢高		年貢率 ^b	年貢率 ^b
		新検地高辻	B				寛文2年 (1665)	寛文5年 (1665)		
野巻村	貫文 17,714	慶安5年 (1652)	貫文 30,760	1.74			承応2年 (1653) +高外納	貫文 30,760	1.00	1.73
上田野村	78,317	〃	104,694	1.34	正保3年 (1646)	貫文 74,275	万治2年 (1659)	96,544	0.92	1.23
小柱村	25,862	〃	34,359	1.33	慶安4年 (1651) +高外納	25,654	万治元年 (1658)	32,540	0.94	1.25
大滝村	40,339	明暦元年 (1655)	38,904	0.96						
三沢村	73,652	〃	85,087	1.16	正保3年 (1646)	59,473	寛文2年 (1662)	81,365	0.95	1.10
太田部村	15,581	寛文2年 (1662)	16,489	1.06	寛文15年 (1638) +高外納	15,504	寛文5年 (1665)	16,788	1.01	1.07

註 ▲大滝村は、古大滝村と新大滝村に分村するが、明暦元年の高辻は古大滝村分のみ。

表5 各年貢徴収法の比較

(1) 石高厘取法（反取法併用方式）野巻村の元禄2年の年貢割付状

㊦ 石高厘取法の部分

計算式 永高×5石=石高高辻×石高年貢率=此取石高÷2石5斗=此取永高（年貢高）

例 (30貫760文) × 5石 = 153石800合 × 0.6276 = 96石520合 ÷ 2石5斗 = 38貫608文

㊧ 反取法の部分

計算式（等級別田畠等反別-諸引）×反取永=此取永高之和=取永合（年貢高）

例 (上々畠	畝	歩	畝	歩) × 158文 = 2貫770文	} = 38貫608文
(上畠	359,26	-	0,00) × 148 = 5,326		
(上郷分上畠	162,01	-	0,00) × 128 = 2,074		
(中畠	412,27	-	15,10) × 98 = 3,896		
(上郷分中畠	270,13	-	0,00) × 78 = 2,109		
(下畠	543,22	-	65,03) × 78 = 3,733		
(上郷分下畠	735,24	-	23,00) × 58 = 4,134		
(下々畠	3998,19	-	515,10) × 22 = 7,663		
(上木畠	1,25	-	0,00) × 45 = 8		
(屋敷	126,21	-	0,00) × 150 = 1,901		
	外に上木					4,994	

(2) 石高厘取法（永高損免法併用方式）野巻村の元禄2年の年貢割付状の置換

㊦ 石高厘取法の部分

計算式 永高×5石=石高高辻×石高年貢率=此取石高÷2石5斗=此取永高（有高）

例 30貫760文×5石=153石800合×0.6276=96石520合÷2石5斗=38貫608文

㊧ 永高損免法の部分

計算式 此取永高（有高）-（損免引+諸引）=残永高（年貢高）

例 38貫608文-（0+1貫925文）=36貫683文

(3) 石高厘取法（諸引石高方式）野巻村の元禄2年の年貢割付状の置換

計算式 永高×5石=石高高辻-諸引石高=残石高×石高年貢率=此取石高÷2石5斗=此取永高（年貢高）

例 30貫760文×5石=153石800合-4石813合=148石987合×0.6276=93石504合÷2石5斗=37貫402文

表 6 後北条氏時代の雑公事

年月日	西暦	内 容	差出人	宛 名 人	出 典
永禄7 甲子6・18	1564	綿役之事、知行之内ニ而被為買候公方綿四抱一廻御赦免候	三山	斉藤八右衛門	新編藤玉県史 資料編6 No405
(々 11) 戊辰12・6	1568	炭焼等諸役并関津折木口、何も令免許候	三山	定峰谷炭焼中触口 斉藤八右衛門	同No522
元亀2 辛未卯・7	1571	御赦免条々、一把綿、半分漆、三艘舟役、五人入足	三山	高岸対馬守	同No681
々 3 壬申7・26	1572	知行方、六貫文定峰之内間々田分、三把役綿、先年依致忠信出置之者也	(北条氏邦印判)	斉藤八右衛門	同No738
(天正2) 甲戌9・1	1574	百州旗炭廿六人分、此内七十八俵おこし炭、五十俵綴台炭	(北条氏邦印判)	斉藤八右衛門	同No824
(々 5) 丁丑10・20	1577	百束竹 真福寺分金子式部	(北条家印判)	井草細刑部左衛門分	同No932
(々 5) 丁丑10・20	1577	廿束しの増戸内蔵助、十五束同西泉坊	(北条家印判)	大田窪千葉分	同No933
(々 7) 亥 8・8	1579	桔梗根一俵、久野へ可進	篠岡彦兵衛尉	大井郷百姓中	同No1009
(々 11) 未 12・朔	1583	なまりすな式駄、鉛師并松田兵衛大夫代如申、可為取之旨被仰出者也	秩父左近	河津代官百姓中	同No1239
(々 17) 丑 8・29	1589	北谷当年貢錢を以黄金・綿此両様調、御歳納可申	(北条氏邦印判)	北谷飯塚和泉守	同No1476

表7-1ア 文禄3年の秩父郡村々永高検地帳

村名	武州秩父郡之内野巻村	武州秩父郡大瀨村	(黒谷村)	武州渡瀬之郷
現在地	秩父郡皆野町	同左	秩父市	児玉郡神川町
検地年月日	文禄3.5.20	文禄3カ	文禄3カ	文禄3.4.2
高辻	合 13,578 ^貫	合 19,300 ^貫	合 40,549 ^貫	合 85,867 ^貫
此内引	見落二引 140	見落二引 159	見落二引 910	荒二引 529 見落二引 180
定納	残 13,438	残而 19,148	残 39,639	残而 85,158
此内已納	12,150	17,266	34,485	64,600
改出坪落共ニ	1,288	1,882	5,154	20,558
屋敷年貢改出	合 353	合 493	(1,888)	2,322
田方	595 ^方	737	-	-
畠方	12,643	18,411	-	-
屋敷	353	493	-	-
合	13,791	19,641	-	-
右之外わた代	わた(綿)代 130 ^目	綿代 180 ^目	此外綿代 400 ^目	-
右之外除之	なし	寺1間鍛冶1間	寺2間	寺2間
検地役人	山下弥兵衛	山下弥兵衛	角田 将監	山下弥兵衛
	内田 小助	内田 千助	窪島六兵衛	内田 小助
	島村 清次	島村 勝右	河井 新六	島村 清七
	高野 善次	高野 谷次	成瀬作兵衛	高野 善治
出典	逸見家文書 埼玉県立文書館蔵 C9095	金室家文書 『皆野町史』資料編3	内田家文書 埼玉県立文書館蔵 C724	桜沢家文書 『神川町誌』資料 編

註 大瀨村の検地帳は表紙に「慶長三年戊六月六日武州秩父郡大瀨ノ村地詰御平入帳」とあり、黒谷村の検地帳は1枚目の表紙に「慶安六年壬子三月一日御水帳覚」、2枚目の表紙に「元禄7壬亥二月吉日秩父領御検地水帳」とあるが、奥書部分の記載項目と検地役人から文禄3年検地ではないかと推考される。

大瀨村の記載項目と検地役人は隣村野巻村の文禄3年検地と完全に一致する。黒谷村の記載項目は渡瀬之郷の検地帳と、検地役人は上野国緑野郡議原村の文禄3年検地帳と一致する。

表7-1 慶長3年の秩父郡村々永高検地帳

村名	武州秩父太田部之郷	武州秩父郡薄内中郷	武蔵国秩父郡長留之郷	武州秩父之郡野巻村	武州秩父之内渡藩之郷	武州秩父郡太敷之郷	武州児玉郡下野久原之郷
現在地	秩父郡吉田町	秩父郡阿村	秩父郡小鹿野町	秩父郡皆野町	児玉郡神川町	児玉郡児玉町	児玉郡神泉村
検地年月日	慶長3・4・24	慶長3・5・3	慶長3・5・16	慶長3・6・1	慶長3・4・19	慶長3・5・26	慶長3・5・4
田畠合	14,462 ^貫 _文	48,888 ^貫 _文		17,035 ^貫 _文		33,765 ^貫 _文	76,115 ^貫 _文
引		不作二引 600 河成二引 50				見落二引 18	見落二引 380
残・定納		48,238				33,747	75,070
屋敷合	1,112	925	2,120 ^貫 _文			2,083	2,689
田畠屋敷合・高辻	15,581	49,813	83,178	679		35,830	77,759
引		不作二引 600 河成二引 50	1,997 見落二引 918	17,714			
残・定納		49,163	80,263				
此	11,581	41,101	65,715	13,791		21,392	59,026
内	田畠屋敷共改出	720	14,548	3,923		8,927	16,996
山地		見出				5,511	1,737
右之外		わた役 782 文目わた 4 そろうかみ舟					
右之外除之	寺1間					寺2間	寺1間
検地役人	袴田七右衛門	さきさか三十	都築 清□□	新井忠左衛門	富田吉右衛門	永田甚右衛門	成瀬権助
	新井忠左衛門	永田源十	中根 久□□	奈良惣次郎	鈴木勘兵衛	岡次	永田甚右衛門
	栗田六右衛門	中村勘十	松野□権□□		奥喜兵衛	岡田次郎八	都筑権兵衛
		貝 又八			河上重助	河西源丞	平岩 二蔵
		九郎五郎				岡田五郎助	岡田五郎助
							岡 次助
							中根 源助
出典	新井家文書 埼玉県立文書館蔵 C9078	出浦家文書 『阿村村史』 史料編1	加茂下仁編『秩 父における文祿 慶長期の検地帳』	逸見家文書 埼玉県立文書館蔵 C9095	桜沢家文書 『神川町誌』 資料編	文書館収集文書 埼玉県立文書館蔵 C737	設楽家文書 埼玉県立文書館蔵 C726

表8-1ア 秩父郡村々年貢割付状 第1期 (慶長8年~寛文2年)

⑧型	年・月・日	村名	水高 高江 A	引 永 高			残水高 B	⑧永 高年貢率 $\frac{B}{A}$	高外納 C	高外納率	二口合 B+C	⑧二口合 納率 $\frac{B+C}{A}$	此外 改出シ	代官名	
				損 免	損 免率	諸 引									
1A ₃	慶長8卯10.27	皆野之郷	108,286 ^{平文}	11,833 ^{平文}	0.15	1,500 ^{平文}	92,859 ^{平文}	0.85						伊奈備前守	
〃	〃 9辰9.17	上吉田之郷	157,037	16,769	上郷0.10 下郷0.15	900	139,368	0.88						〃	
〃	〃 11午10.9	三山村	131,952	7,395	0.06	1,304	123,253	0.93						〃	
〃	〃 16亥11.朔	上田野郷	78,317	5,120	0.07	50	73,147	0.93						杉浦五郎右衛門 大河内孫十郎	
〃	〃 19寅極.20	小鹿野之郷	214,368	32,017	0.17 0.20	1,365	180,986	0.84						實田吉右衛門 大河内孫十郎	
〃	〃 元和元卯霜.11	〃	214,368	45,257	0.30	18,255	150,856	0.70						〃	
1A ₀	寛永元子11.7	大滝村	40,339				40,339	1.00					1,750 ^{平文}	伊奈半十郎 大河内孫十郎	
1A ₃	〃 元子11.7	大宮村	416,174	9,974	0.03	73,715	332,485	0.79					21	〃	
1A ₁	〃 3寅霜.11	大滝村	40,339	1,175	0.03		39,064	0.96					1,750	伊奈半十郎 大河内孫十郎	
1A ₃	〃 4卯11.6	小鹿野之郷	214,368	3,948	0.07	1,165	199,255	0.92						〃	
〃	〃 9申霜.15	〃	214,368	29,080	0.28	81,520	103,788 [△]	0.48						〃	
〃	〃 10酉霜.10	小鹿野村	214,368	15,787	0.08	1,240	197,341	0.92						〃	
〃	〃 11戌霜.15	小鹿野之郷	214,368	15,232	0.08	8,740	190,396	0.88						〃	
1B ₀	〃 15寅10.29	大滝村	40,339				40,339	1.00		2,017 ^{平文}	(0.05)	42,356 ^{平文}	1.05	1,750	〃
1A ₃	正保3戌霜.3	上田野村	78,317	3,909	0.05	133	74,275	0.94					168	伊奈半十郎	
〃	〃 3戌霜.3	三沢村	73,652	8,772	0.20	5,407	59,473	0.80						〃	
〃	〃 4亥霜.13	渡瀬村	91,654	5,724	0.10	11,661	74,269	0.81						〃	
1B ₀	慶安2巳霜.3	日野村	49,405				49,405	1.00		988	(50.393)		1.01	588 12	〃
1B ₂	〃 4卯10.3	渡瀬村	91,654			5,269	86,385	0.94		6,047	0.07	92,432	1.00	〃	
〃	〃 4卯10.3	小柱村	25,862			208	25,654	0.99		1,283	0.05	26,937	1.04	〃	
1A ₃	承応元辰霜.10	渡瀬村	91,654	17,144	0.20	4,354	70,156	0.76						〃	

(四1)

⑧ 型	年・月・日	村名	永高 高江 A	引 永 高		諸 引	残水高 B	⑧ 永高年貢率 B/A	高外納 C	高外納率	二口合 B+C	⑧ 二口合年貢率 B+C/A	此外 改出し	代官名
				損 免	損免率									
1A ₃	承応元辰11.10	下吉田村	290,941 ^圓	47,005 ^圓	0.20	19,105 ^圓	214,831 ^圓	0.73			39,621 ^圓	1.01		伊奈半十郎
1B ₀	明暦元未霜.10	大滝郷	38,904				38,904	1.00		(0.01842)				伊奈半左衛門
1A ₃	万治元戌霜.12	小柱村	34,359	1,500	(0.04609)	319	32,540	0.94						〃
1A ₁	〃 2亥10.29	大滝村	38,904	3,000	(0.08355)		35,904	0.92						〃
1A ₃	万治2亥10.29	上田野村	104,694	7,500	(0.07768)	650	96,544	0.92						〃
1A ₀	寛文元丑11.9	大滝郷	38,904				(38,904)	1.00						伊奈半左衛門代 伊奈目助
1A ₂	〃 元丑11.9	小柱村	34,359			344	34,015	0.98						〃
〃	〃 元丑11.9	大湖村	28,787			101	28,686	0.99					50 ^圓	〃
1A ₁	〃 2寅霜.7	大滝村	38,904	1,500	(0.040102)		37,404	0.96						伊奈半左衛門
1A ₃	〃 2寅11.7	三沢郷	85,087	3,300	(0.040557)	352	81,365	0.95						〃

表 8-1 ア 秩父郡村々 (古大滝村) 年貢割付状 第 2 期 (寛文 8 年～元禄 6 年)

型	年・月・日	永高 A	石高 a	反別	石高 年貢率 a	此取 石高 b	此取 永高 B	上畠		中畠		下々畠		下々畠		上木畠		屋敷		高外 上木	取永合 B	取永合 年貢率 A	臨時 浮役 D	総合 B+D	総合 年貢率 B+D A	代官名
								取永高	取永高	取永高	取永高	取永高	取永高	取永高	取永高	取永高	取永高	取永高	取永高							
2 D	寛文 8 田霜.15	38,904	194,520		(0.4673)	(90,742)	(36,297)	71	2,442	56	8,095	44	11,130	16	8,299	110	322	80	2,419	3,501	36,297	0.93	6,097	(42,394)	1.08	伊奈左門
〃	〃 12子霜.15	38,904	194,520		(0.5579)	(108,515)	(43,406)	105	3,604	75	10,761	55	13,784	15	7,706	50	140	120	(3,850)	3,561	43,406	1.11	6,097	(49,503)	1.27	〃
〃	〃 延宝 2 寅霜.15	38,904	194,520		(0.5171)	(100,587)	(40,235)	100	3,432	70	10,043	50	12,531	13	6,678	50	146	120	3,844	3,561	40,235	1.03	6,097	(46,332)	1.19	〃
〃	〃 5 巳 12. 5	38,904	194,520		(0.6149)	(119,620)	(47,848)	125	4,290	85	12,195	65	16,290	20	10,275	55	161	130	4,164	3,561	47,848	1.22	6,097	(53,945)	1.38	〃
〃	〃 8 申霜.15	38,904	194,520		(0.6149)	(119,620)	(47,848)	113	3,879	80	11,478	60	15,037	18	9,247	56	164	140	4,485	3,561	47,848	1.22	6,971	(54,818)	1.40	〃
〃	天和元酉 11. -	38,904	194,520		(0.6434)	(125,159)	(50,062)	120	4,119	85	12,196	65	16,290	18	9,247	56	164	140	4,485	3,561	50,062	1.28	6,971	(57,033)	1.46	間瀬吉太夫 松田又兵衛
〃	貞享元子 11. -		194,520		(0.7052)	(137,170)	(54,868)	128	4,393	93	13,343	73	18,295	20	10,275	56	164	160	4,837	3,561	54,868	1.41	6,971	(61,839)	1.58	松田又兵衛
〃	〃 4 卯 10. -		194,520		(0.7052)	(137,170)	(54,868)	128	4,393	93	13,343	73	18,295	20	10,275	56	164	160	4,837	3,561	54,868	1.41	6,971	(61,839)	1.58	小池基左衛門
2 E	元禄 2 巳 10. -		194,520		0.7052	137,170	54,868	128	4,393	93	13,343	73	18,295	20	10,275	56	144	160	4,837	3,561	54,868	1.41	6,971	61,839	1.58	松平清三郎
〃	〃 6 酉 10. -		194,520	9837.06	(0.5718)	111,235	(44,494)	101	3,467	73	10,474	57	14,285	15	7,706	56	164	160	4,837	3,561	44,494	1.14	6,971	51,465	1.32	〃

上、中、下、下々畠の諸引(表水押川次)は寛文12年から元禄6年までのものにみられる。元禄2年以後にある「右納次第」は省略した。

表 8-1-1 太田部村年貢割付状 第 1 期 (寛永15年~万治 2 年)

⑧ 型	年・月・日	永高高辻 A	引 永 高			残永高 B	⑧ 永高年貢率 $\frac{B}{A}$	高外納 C	高外納率	二口合 B+C	⑧ 二口合年貢率 $\frac{B+C}{A}$	此外改出し	代 官 名
			損 免	損免率	諸 引								
1 B ₂	寛永15寅霜.朔	15,581 ^円			77 ^文	15,504 ^円	0.99	1,280 ^円	(0.08255)	16,784 ^円	1.07		伊奈半十郎 大河内金兵衛
〃	〃 17辰10.一	15,581			77	15,504	0.99	930	(0.05998)	16,434	1.05		伊奈半十郎
〃	〃 18巳10.25	15,581			77	15,504	0.99	620	(0.03998)	16,124	1.03		〃
1 A ₃	〃 19午霜.2	15,581			107	12,379	0.79						〃
1 B ₂	正保2酉霜.3	15,581			107	15,474	0.99	774	0.05	16,248	1.04		〃
1 A ₃	〃 3戌霜.3	15,581			107	13,927	0.89						〃
〃	〃 4亥霜.3	15,581			107	13,927	0.89						〃
1 B ₂	承応3午11.3	15,581			271	15,310	0.98	765	(0.04996)	16,075	1.03		伊奈半左衛門
〃	明暦2申10.11	15,581			157	15,424	0.98	700	(0.04538)	16,124	1.03		〃
1 A ₃	万治元戌霜.13	15,581			157	11,424	0.73						〃
〃	〃 2亥10.29	15,581			764	12,517	0.80						〃

表 8-1 太田部村年貢割付状 第2期 (寛文5年~元禄16年)

型	年・月・日	永高 A	石高 a	反割	石高 年貢率 b	此取 石高 b	此取 永高 B	中島		下々島		上木島		菰島		屋敷		高外 上木	取永合 B	◎ 取永合 年貢率 A	臨時 浮役 D	納合 B+D	◎ 納合 年貢率 B+A	代官名			
								取永高 請引10.23	取永高 請引11.18	取永高 請引12.01	取永高 請引12.04	取永高 請引12.04	取永高 請引12.04	取永高 請引12.04	取永高 請引12.04	取永高 請引12.04	取永高 請引12.04								取永高 請引12.04	取永高 請引12.04	取永高 請引12.04
2D	寛文5巴霜.15	16,489	82,445		(0.5091)	(41,970)	(16,788)	60	1,920	40	4,589	10	7,166	30	216	10	3	120	1,217	1,677	1,677	16,788	1.07	4.064	(20,882)	1.26	伊奈左門
〃	〃 7末霜.15	16,489	82,445		(0.6555)	(54,045)	(21,618)	75	2,240	50	5,736	15	10,749	30	217	10	3	120	1,217	1,456	1,456	21,618	1.38	4.064	(25,682)	1.55	〃
〃	〃 8申霜.15	16,489	82,445		(0.5059)	(41,705)	(16,682)	52	1,664	37	4,244	11	7,882	30	216	10	3	120	1,217	1,456	1,456	16,682	1.07	4.064	(20,746)	1.25	〃
〃	〃 9酉霜.25	16,489	82,445		(0.6555)	(54,042)	(21,617)	70	2,240	50	5,736	15	10,749	30	216	10	3	120	1,217	1,456	1,456	21,617	1.38	4.064	(25,681)	1.55	〃
〃	〃 10戌霜.8	16,489	82,445		(0.6284)	(51,805)	(20,722)	65	1,920	45	5,162	15	10,748	30	216	10	3	120	1,217	1,456	1,456	20,722	1.32	4.064	(24,786)	1.50	〃
〃	〃 11亥11.10	16,489	82,445		(0.8751)	(72,145)	(28,858)	70	2,240	50	5,736	25	17,914	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	28,858	1.85	4.064	(32,922)	1.99	笠菅右衛門 芦澤吉備門 他5名
〃	〃 12子10.-	16,489	82,445		(0.8815)	(72,672)	(29,069)	75	2,400	50	5,736	25	17,914	40	289	20	6	125	1,288	1,456	1,456	29,069	1.86	4.064	(33,133)	2.00	中ノ惣兵衛 島 半六夫 他5名
〃	〃 延宝8申11.26	16,489	82,445		(0.8078)	(66,600)	(26,640)	75	2,402	48	5,506	22	15,764	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	26,640	1.70	4.064	(30,704)	1.86	中ノ惣兵衛
〃	〃 天和2戌11.-	16,489	82,445		(0.7775)	(64,100)	(25,640)	75	2,400	48	5,506	20	14,331	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	25,205	1.61	4.064	(29,269)	1.77	松田又兵衛 前藤吉太夫
〃	〃 貞享3寅11.-		82,445		(0.6098)	(50,292)	(20,109)	68	2,176	43	4,533	14	10,032	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	20,109	1.29	4.064	(24,173)	1.46	小池甚左衛門
〃	〃 元禄元辰11.-	16,489	82,445		(0.7406)	(61,063)	(24,425)	73	2,336	48	5,506	19	13,615	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	24,425	1.56	4.064	(28,489)	1.72	〃
2E	〃 2巳10.-		82,445		0.7406	61,063	24,425	73	2,336	48	5,506	19	13,615	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	24,425	1.56	4.064	28,489	1.72	松平清三郎
〃	〃 3子10.-		82,445		0.7406	61,063	24,425	73	2,336	48	5,506	19	13,615	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	24,425	1.56	4.064	28,489	1.72	〃
〃	〃 4未10.-		82,445		(0.6883)	56,748	(22,699)	71	2,272	46	5,277	17	12,182	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	22,699	1.45	4.064	26,763	1.62	〃
〃	〃 5申10.-		82,445		(0.6883)	56,748	(22,699)	71	2,272	46	5,277	17	12,182	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	22,699	1.45	4.064	26,763	1.62	〃
〃	〃 6酉10.-		82,445		(0.5782)	47,670	(19,068)	57	1,824	37	4,244	14	10,032	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	19,068	1.22	4.064	23,132	1.40	〃
〃	〃 7戌10.-		82,445		(0.6251)	51,535	(20,614)	65	2,080	42	4,812	15	10,748	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	20,614	1.32	4.064	24,678	1.49	〃
〃	〃 8亥10.-		82,445		(0.6315)	52,062	(20,825)	68	2,176	43	4,933	15	10,748	40	289	20	6	120	1,217	1,456	1,456	20,825	1.33	4.064	24,889	1.50	〃
〃	〃 9子11.-		82,445		(0.6228)	(51,350)	(20,540)	66	2,112	42	4,818	15	10,697	40	289	20	6	120	1,217	1,401	1,401	20,540	1.31	4.064	24,604	1.49	開田五右衛門
〃	〃 10丑11.-		82,445		(0.6238)	(51,430)	(20,572)	67	2,144	42	4,818	15	10,697	40	289	20	6	120	1,217	1,401	1,401	20,572	1.32	4.064	24,636	1.49	〃

型	年・月・日	永高 A	石高 a	反別	石高年貢率 ^b _a	此取石高 ^b	此取永高 B	中畠		下畠		下々畠		上木畠		救島		屋敷		高外上木	取永合 B	取永合年貢率 ^a _A	臨時浮没 D	納合 B+D	合年貢率 ^a _{B+D}	代官名
								請引 ^a _{0.25}	取永高	請引 ^a _{1.18}	取永高	請引 ^a _{12.01}	取永高	請引 ^a _{0.04}	取永高	請引 ^a _{3.00}	取永高	請引 ^a _{101.13}								
2E	元禄11寅11.-		82,445	8812.07	(0.5986)	(49,355)	(19,742)	59	1,888	37	4,244	15	10,697	40	289	20	6	120	1,217	1,401	19,742	1.19	4,064	23,806	1.44	開田右衛門
〃	〃 12卯11.-		83,551	8832.09	(0.4548)	(38,003)	(15,205)	57	1,182	35	2,602	14	8,575	40	87	20	6	120	1,358	1,391	15,201	0.97	4,064	19,265	1.15	〃
〃	〃 13辰11.-		83,550	8832.09	(0.6075)	(50,760)	(20,304)	62	1,984	39	4,474	15	10,690	40	289	20	6	120	1,470	1,391	20,304	1.30	4,064	24,368	1.45	〃
〃	〃 14巳11.-		83,550	8832.09	(0.5108)	(42,680)	(18,072)	55	1,751	33	3,757	12	8,420	40	289	20	6	120	1,458		17,072	1.09	4,064	21,136	1.26	窪崎兵衛
〃	〃 15午10.-		83,550	8832.09	(0.6072)	(50,735)	(20,294)	62	1,984	40	4,555	15	10,611	40	289	20	6	120	1,458		20,294	1.30	4,064	24,358	1.45	細田中左衛門
〃	〃 16未10.-		83,550	8832.09	(0.5975)	(49,925)	(19,970)	59	1,888	38	4,327	15	10,611	40	289	20	6	120	1,458		19,970 加免260	1.28	4,064	24,034 加免260	1.45	〃

大山部村の中畠・下畠・下々畠の諸引(辰ノ川欠、元禄2年よりは跡々川欠)は寛文5年から元禄8年までは変わらない。元禄9年以後は山崩等により増加するが、繁雑なので省略した。石高の項の△印は、「前々検地当卯より高入」と註記されていることを示す。元禄2年以後にある「右納次第」は省略した。

表8-1ウ 野巻村年貢割付状 第1期(承応2年~寛文元年)

型	年・月・日	永高 ^a _{高辻 A}	引		残永高 B	永高年貢率 ^a _A	高外納 C	高外納率	二口合 B+C	二口合年貢率 ^a _{B+C}	此外改出し	代官名
			捐免	捐免率								
1B ₀	承応2巳霜.3	30,760			(30,760)	1.00	923	0.03	31,683	1.03		伊奈半左衛門
1B ₂	〃 3午11.3	30,760			28,297	0.91	1,415	0.05	29,712	0.96		〃
1A ₂	明暦元未霜.10	30,760			30,424	0.98						〃
〃	〃 2申10.11	30,760			30,424	0.98						〃
1A ₃	〃 3酉10.25	30,760			19,833	0.64						〃
1A ₂	万治元戌霜.12	30,760			30,044	0.97						〃
1A ₃	〃 2亥10.29	30,760			24,795	0.80						〃
〃	〃 3子霜.2	30,760			26,521	0.86						〃
〃	寛文元丑11.9	30,760			28,521	0.92						伊奈平左衛門 代官 伊奈百助
〃	〃 2寅											
〃	〃 3卯											

「寛文式年貢、寛文三卯年、右面御割付不相渡候」

表8-1 野巻村年貢割付状 第2期(寛文4年~元禄16年)

型	年・月・日	永高 A	石高 a	反別	石高 年貢率 $\frac{a}{b}$	此取 石高 b	此取 永高 B	上々畠		中畠		下々畠		上木畠		屋敷	高外 上木	取永台 B	取永台 年貢率 A	臨時 浮役 D	割合 B+D 年貢率 A	代官名							
								反取	取永高	反取	取永高	反取	取永高	反取	取永高								反取	取永高					
2D	寛文4辰霜.15	30,760	153,800		(0.4914)	(75,580)	(30,232)	110	1,928	100	5,219	80	5,331	50	6,032	15	5,225	20	20	4	120	1,520	4,973	30,232	1.70	2,942	33,174	1.07	伊奈左門
〃	〃 5巳霜.15	30,760	153,800		(0.4914)	(75,580)	(30,232)	110	1,928	100	5,219	80	5,331	50	6,032	15	5,225	20	20	4	120	1,520	4,973	30,232	0.98	2,942	33,174	1.07	〃
〃	〃 6午霜.15	30,760	153,800		(0.4914)	(75,580)	(30,232)	110	1,928	100	5,219	80	5,331	50	6,032	15	5,225	20	20	4	120	1,520	4,973	30,232	0.98	2,942	33,174	1.07	〃
〃	〃 7未霜.15	30,760	153,800		(0.5311)	(81,682)	(32,673)	120	2,104	110	5,741	80	5,331	50	6,032	20	6,967	20	20	4	120	1,521	4,973	32,673	1.84	2,942	35,615	1.15	〃
〃	〃 8申霜.15	30,760	153,800		(0.3778)	(58,112)	(23,245)	77	1,350	70	3,633	57	3,798	37	4,464	10	3,483	20	20	4	120	1,520	4,973	23,245	1.31	2,942	26,187	0.85	〃
〃	〃 9酉間.0.25	30,760	153,800		(0.4589)	(70,577)	(28,231)	120	1,776	110	4,817	80	4,415	50	5,501	15	5,225	20	20	4	120	1,520	4,973	28,231	1.59	2,942	31,173	1.01	〃
〃	〃 10戌霜.8	30,760	153,800		(0.4552)	(70,012)	(28,005)	115	2,016	105	5,480	75	4,997	50	6,032	10	2,983	20	20	4	120	1,520	4,973	28,005	1.38	2,942	30,947	1.00	〃
〃	〃 11亥霜.18	30,760	153,800		(0.4577)	(70,392)	(28,157)	115	2,016	105	5,480	75	4,997	50	6,032	10	3,133	35	35	6	120	1,520	4,973	28,157	1.58	2,942	31,099	1.01	〃
〃	延宝元丑霜.20	30,760	153,800		(0.4884)	(75,115)	(30,046)	120	2,104	100	1,621	70	1,893	50	3,564	13	4,528	40	40	7	125	1,584	4,974	30,046	1.69	2,942	32,988	1.07	〃
〃	〃 2寅霜.15	30,760	153,800		(0.4182)	(72,015)	(28,806)	115	2,016	105	1,701	65	1,788	45	3,208	13	4,528	40	40	7	125	1,584	5,012	28,806	1.62	2,942	31,748	1.03	〃
〃	〃 3卯.0.25	30,760	153,800		(0.5205)	(80,047)	(32,019)	125	2,191	115	4,138	85	3,379	60	2,872	15	5,225	40	40	7	125	1,584	4,974	32,019	1.80	2,942	34,961	1.13	〃
〃	〃 4辰霜.15	30,760	153,800		(0.5205)	(80,047)	(32,019)	125	2,191	115	4,138	85	3,379	60	2,872	15	5,225	40	40	7	125	1,584	4,974	32,019	1.80	2,942	34,961	1.13	〃
〃	〃 5巳.2.5	30,760	153,800		(0.5886)	(90,532)	(36,213)	145	2,542	125	2,025	80	2,163	60	4,277	20	6,967	45	45	8	135	1,710	4,974	36,213	2.04	2,942	39,155	1.27	〃
〃	〃 6午霜.15	30,067	153,800		(0.5886)	(90,532)	(36,213)	145	2,542	125	2,025	80	2,163	60	4,277	20	6,967	45	45	8	135	1,710	4,974	36,213	2.04	2,942	39,155	1.27	〃
〃	〃 7未霜.15	30,067	153,800		(0.6153)	(94,630)	(37,852)	150	2,630	145	5,038	95	3,777	65	3,111	23	8,012	45	45	8	145	1,837	4,974	37,852	2.13	2,942	40,794	1.32	〃
〃	〃 8申霜.15	30,067	153,800		(0.5883)	(87,410)	(34,964)	135	2,367	125	4,534	85	3,379	59	2,824	21	7,315	45	45	8	145	1,837	4,974	34,964	1.97	2,942	37,906	1.23	〃
〃	天和元酉.1.-	30,760	153,800		(0.5855)	(90,055)	(36,022)	142	2,489	130	4,678	90	3,578	62	2,968	21	7,315	45	45	8	145	1,837	4,994	36,022	2.03	2,942	38,964	1.17	野藤吉太夫
〃	〃 2戌.1.-	30,760	153,800		(0.6381)	(98,132)	(39,253)	150	2,630	145	5,218	95	3,777	70	3,511	25	8,700	45	45	8	150	1,901	4,994	39,253	2.21	2,942	42,195	1.37	〃
〃	〃 3亥.1.-	30,760	153,800		(0.6529)	(100,412)	(40,165)	160	2,805	150	5,398	100	3,976	80	3,829	25	8,708	45	45	8	150	1,901	4,994	40,165	2.26	2,942	43,107	1.40	〃
〃	貞享元子.1.-	153,800			(0.6276)	(96,520)	(38,608)	158	2,770	148	5,326	98	3,896	78	3,733	22	7,663	45	45	8	150	1,901	4,994	38,608	2.17	2,942	41,550	1.35	依田又兵衛

型	年・月・日	水高 A	石高 a	反別	石高年貢率 $\frac{a}{s}$	此取石高 b	此取水高 B	上々畠		上畠		中畠		下畠		下々畠		上木畠		屋敷	高外上木	取水合 B	取水合年貢率 B A	臨時浮役 D	納合 B+D	納合年貢率 B+D A	代官名
								反取	取水高	反取	取水高	反取	取水高	反取	取水高	反取	取水高	反取	取水高								
2D	貞享2丑11-1		153,800		(0.5630)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.95	2.942	41.550	1.22	松田又兵衛	
〃	〃 3寅11-1		153,800		(0.6276)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.12	2.942	37.578	1.35	小池甚左衛門	
〃	〃 4卯1-1		153,800		(0.6276)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								2.17	2.942	41.550	1.35	〃	
〃	元禄元辰11-1	30,760	153,800		(0.6276)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								2.17	2.942	41.550	1.35	〃	
2E	〃 2巳10-1		153,800	55 188	0.6276	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								2.17	2.942	41.550	1.35	松平清三郎	
〃	〃 3午10-1		153,800	55 188	0.6276	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								2.17	2.942	41.550	1.35	〃	
〃	元禄4未10-1		153,800	55 188	(0.6080)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								2.11	2.942	40.345	1.31	〃	
〃	〃 5申10-1		153,800	55 188	(0.5757)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.99	2.942	38.359	1.24	〃	
〃	〃 6酉10-1		153,800	55 188	(0.5153)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.78	2.942	34.644	1.12	〃	
〃	〃 7戌10-1		153,800	55 188	(0.5316)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.84	2.942	35.648	1.15	〃	
〃	〃 8亥10-1		153,800	55 188	(0.5565)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.92	2.942	37.057	1.20	〃	
〃	〃 9子11-1		153,800	55 188	(0.5484)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.90	2.942	36.681	1.19	岡田五右衛門	
〃	〃 10丑11-1		153,800	55 188	(0.5534)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.92	2.942	36.990	1.20	〃	
〃	〃 11寅11-1		153,800	55 188	(0.5339)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.85	2.942	35.790	1.16	〃	
〃	〃 12卯11-1		154,760	55 188	(0.4391)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.53	2.942	30.125	0.97	〃	
〃	〃 13辰11-1		154,750	55 188	(0.5454)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.90	2.942	36.704	1.18	〃	
〃	〃 14巳11-1		154,760	55 188	(0.4545)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.58	2.942	31.878	1.02	鹽島市助兵衛	
〃	〃 15午10-1		154,760	55 188	(0.5500)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.92	2.942	36.987	1.19	滝十右衛門	
〃	〃 16未		154,760	55 188	(0.5384)	55 188	55 148	175.09	521.27	683.10	1279.16	3998.19	1.25	126.21								1.87	2.942	36.083	1.16	〃	

野巻村の諸引は、寛文4年(1664)から同11年までは中畠17畝歩、下畠73畝03歩、下々畠51畝10歩である。但し、この間、寛文9年に付荒引、同10、11年に水押しがあるが略した。また、延宝元年(1673)から元禄16年(1703)までは中畠15畝5歩、下畠88畝03歩(内上郷分23畝歩)、下々畠51畝10歩に変わる。但しこの間、元禄12、14、15、16年に山崩、水押し等がある。石高の項の△印は「内九斗六升前々除地、当引より高一斗」を註記されていることを示す。延宝元年(1673)から上畠、中畠、下畠の反取水と取水高が2段になっているが、下段は「上郷分」を示す。元禄2年以後にある「右納次第」は省略した。

(1) 表8-7の秩父郡村々は、和泉清司編『伊奈忠次文書集成』昭和56年、加茂下仁編『秩父における文彦・慶長期の検地帳一資料編一』昭和60年、柿崎謙一編『秩父地域絹織物史料集』平成7年、『皆野町誌』資料編二、三、『大滝村誌』資料編二、六、『荒川村誌』資料編、『神川町史』資料編、『吉田町誌』資料編第一輯、第二輯、『井上家文書』（荒川村教育委員会編）『秩父郡小柱村文書』岩（編者不詳）、表8-1の太田郡村は新井家文書写真真版C7750他（埼玉県文書館蔵）、表8-1ウの野巻村は逸見家文書写真真版C4472他（同館蔵）による。

(2) ⑧の付いていない項目とその数値は年貢割付状によるが、（ ）内の数値は筆者が補充したものである。但し、第2期の石高年貢率は小数点第5位を4捨5入して表示した。

(3) ⑩を付けた項目は筆者が設定したものであり、その数値は筆者が算出したものである。各年貢率は小数点3位以下を切り捨てて表示した。なお、太田郡村と野巻村の第2期の取永合年貢率は、上段が慶長3年検地の永高高辻、下段が大田郡村は寛文2年、野巻村は慶安5年の新検地永高高辻を分母Aとして算出したものである。

(4) 型区分は次の通りである。各型の下線部分が年貢割付状の基本的な記載項目である。

- 1 A₀ = 第1期A₀ 型 永高高辻 = 当納 (年貢高)
- 1 A₁ = 第1期A₁ 型 永高高辻 - 損免引 = 残 (当納)
- 1 A₂ = 第1期A₂ 型 永高高辻 - 諸引 = 残 (当納)
- 1 A₃ = 第1期A₃ 型 永高高辻 - (損免引 + 諸引) = 残 (当納)
- 1 B₀ = 第1期B₀ 型 永高高辻 = 残永高 (有高) + 高外納 = 二口合 (当納)
- 1 B₂ = 第1期B₂ 型 永高高辻 - 諸引 = 残永高 (有高) + 高外納 = 二口合 (当納)

2 D = 第2期D型 (等級別田畠等反別 - 諸引) × 反取永 = 此取永高の和 = 取永合 (有高) + 浮役臨時 = 納合 (年貢高)

2 E = 第2期E型 永高 × 5石 = 石高高辻 × 石高年貢率 = 此取石高 ÷ 2石5斗 = 此取永高 = [(等級別田畠等反別 - 諸引) × 反取永 = 此取永高の和]

= 取永合 (有高) + 浮役臨時 = 納合 (年貢高)

表9-1 秩父郡村々年貢請取状 第1期

年・月・日	村名	永高止		本				途				小				成		納合	総合年貢率 B+D A	発給役人
		戸数	石	漆納	此漆	挂納	此挂	金納b	金納率 D	本途合 B	本途率 A	臨時	(税目)	浮役	(税目)	合	B+D			
寛永元丁	大宮村	416,174	4,861	2,541	3,630	750	3,750	324,333	0.97	332,485	0.79			6,046	役綿本割共 山裁 綿先出 浮役	6,046	(338,531)	0.81	大河内与兵衛	
〃4卯	栃谷村	27,760	595			45	225	25,217	0.97	25,857	0.93			1,337	役綿 山裁 浮役	1,337	27,194	0.97	〃	
〃5辰	大宮村	416,174	4,861	2,541	3,630			366,087	0.98	373,488	0.89			6,046	役綿 山裁 年貢綿割 浮役	6,046	385,196	0.92	〃	
〃8未	栃谷村	27,760	595					25,018	0.97	25,613	0.92			1,337	役綿 年貢綿割 浮役	1,337	26,950	0.97	〃	
〃8未	蕨田村	58,408	441	夏之納 7,607		24								170	役綿本等				半田右衛門 若田五郎兵衛	
〃9申	大滝村	40,339	311	6,027		10								332	紙・綿ノ割	1,344	(1,676)		〃	
〃12亥	大宮村	452,831	4,861	2,763	3,948			372,732	0.97	380,356	0.83			6,046	役綿 山裁 年貢綿割	6,046	386,402	0.85	大河内与兵衛	
〃17辰	蕨田村	58,408	1,071			218	1,900	58,115	0.97	59,404	1.01			570	役綿・桑仲役本割共	1,330	60,734	1.03	〃	
〃18巳	栃谷村	27,760	595			100	500	27,289	0.97	27,964	1.00			752	〃	1,337	29,351	1.05	〃	
〃18巳	蕨田村	58,408	1,071			218	1,900	57,116	0.97	58,405	0.99			570	〃	1,330	59,735	1.02	〃	
〃19午	蕨田村	58,408	1,071			109	545	33,607	0.96	34,787	0.59			570	〃	1,330	36,117	0.61	〃	
〃19午	日野村	49,405	637	7,500	10,715	90	450	29,179	0.76	37,994	0.76			2,895	〃 外二役漆	3,995	41,989	0.84	〃	
〃19午	小幡野村	214,368	2,345	1,144	1,635	100	2,000	42,381	0.97	146,270	0.68			4,065	〃	6,124	152,394	0.71	〃	
〃21申	蕨田村	58,408	1,071			218	1,900	47,613	0.97	48,902	0.83			570	〃	1,330	50,232	0.86	〃	
正保4亥	小森村	76,532	1,295	469	670	286	1,430	64,303	0.96	66,353	0.86			5,159	〃 外二役漆	6,647	73,000	0.95	〃	
慶安3丑	上田野村	78,317	1,663	39,130	58,900	292	1,460	38,834	0.48	79,919	1.02			4,904	〃	5,811	85,730	1.09	〃	
〃3寅	小森村	76,532	1,295	469	640	286	1,430	76,284	0.97	78,334	1.02			5,159	〃	6,647	84,981	1.11	大河内与兵衛	
〃4卯	大宮村	452,831	4,861	2,763	3,947	1,644	8,220	465,687	0.98	474,965	1.04			3,039	山裁 浮役	6,046	481,017	1.06	大河内与兵衛	
承応2巳	蕨田村		1,017			224	1,120	70,936	0.98	72,177				604	役綿・紙仲役本割共	1,331	73,508		〃	
〃3午	蕨田村					224	1,120	75,232	0.97	75,456				604	〃	1,331	76,787		〃	
明暦元未	蕨田村					224	1,120	57,443	0.99	57,667				604	〃	1,331	58,998		大河内与兵衛 小島庄右衛門	
〃元未	上田野村	78,317		41,960	59,043	328	1,640	58,379	0.57	100,667	1.28			6,513	役漆	8,011	108,678	1.38	〃	

(H〇)

表9-17 秩父郡村々年貢請求状 第1期

年・月・日	村名	本			途			金納率 B/A	本途合 B	本途年貢率 B/A	小		成		納合 B+D	納合年貢率 B+A	発給役人
		永高 A	綿本代納	漆納	此漆	往納	此往				金納b	臨時	(税目)	浮役			
明暦元未	三沢村	85,087				274	77,281	0.90	77,535	0.91	1,530	5,431	役總・新納役本納庄 役炭	6,961	84,496	0.99	大河内与兵衛 小島庄右衛門
〃元未	大滝村	38,904		2,294		170	50,515	0.95	52,980	○	1,571	6,756	役礼式 役置板	8,277	61,262	1.57	伊奈半左衛門
〃2申	蒔田村					224	107,466	0.99	107,690		727	604	〃	1,331	109,021		大河内与兵衛 小島庄右衛門
〃3酉	蒔田村					224	70,534	0.99	70,778		727	604	〃	1,331	72,109		〃
万治元戌	大宮村	452,831		2,763	3,900	1,644	434,794	0.98	439,201	0.96	3,200	2,846	役總本納共 山收錢	6,046	445,247		大河内与兵衛 小島庄右衛門
〃2亥	小森村					254	96,655	0.99	96,909		1,460	6,739	〃	8,199	105,108	0.98	〃
〃3子	大滝村	38,904				140	35,758	0.99	35,904	0.92	894	5,203	役置板	6,097	42,001	1.22	〃
寛文2寅	小柱村	34,359		849	1,213	95	32,046	0.97	32,990	0.96	425	390	〃	825	33,815	1.01	〃

本途合の項の△印は、大宮村の寛永元年が「此外永貳拾壹文改出し」、同五年が「此外永貳拾壹文改出し、永五貫六百四拾壹文新田」と記されていることを示す。また、日野村の寛永19年は、この内に「永五百八拾八文改出し」を含むことを示す。
 納合の項の▲印は、栃谷村の寛永18年は「此外永五拾文改出也」と記されていることを示す。

表9-1 太田郡村年貢請取状 第1期 (永高灶辻15貫581文(A))

年・月・日	本		送		金納率 $\frac{\text{金納}}{\text{B}}$	本送合 B	本送買率 $\frac{\text{B}}{\text{A}}$	臨		時		浮		役		合 D	納合 B+D	納合買率 $\frac{\text{B+D}}{\text{A}}$	発給役人
	積本代納 貫文	漆納 貫文	此漆 石合	金納b 貫文				絹ノ割 文	紙ノ割 文	綿ノ割 文	役綿本代 文	古籠二出 文	綿船本代 貫文	右二割出 文	貫文				
寛永17辰	210	58	290	16,166	0.98	16,434	1.05	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,498	1.31	大河内与兵衛	
〃 18巳	210	58	290	15,856	0.98	16,124	1.03	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,188	1.29	〃	
〃 19午	210	29	145	12,140	0.98	12,379	0.79	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	16,443	1.05	〃	
〃 20未	210	58	290	13,349	0.98	13,617	0.87	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,681	1.13	〃	
〃 21申	210	58	290	13,194	0.98	13,462	0.86	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,526	1.12	〃	
正保2酉	210	58	290	15,980	0.98	16,248	1.04	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,312	1.30	〃	
〃 3戌	210	58	290	13,659	0.98	13,927	0.89	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,991	1.15	〃	
〃 4亥	210	58	290	13,659	0.98	13,927	0.89	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,991	1.15	〃	
慶安元子	210	58	290	15,156	0.98	15,424	0.98	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,488	1.25	大河内伝之丞	
〃 2丑	210	58	290	15,464	0.98	15,732	1.00	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,796	1.27	大河内与惣兵衛	
〃 3寅	210	58	290	15,629	0.98	15,887	1.01	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,951	1.28	〃	
〃 4卯	210	58	290	15,780	0.98	16,041	1.02	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,105	1.29	〃	
承応元辰	210	58	290	12,842	0.97	13,110	0.84	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	17,174	1.10	〃	
〃 2巳	210	58	290	15,619	0.98	15,887	1.01	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,951	1.28	〃	
〃 3午	210	58	290	16,017	0.99	16,075	1.03	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,139	1.29	〃	
明暦元未	210	58	290	16,131	0.99	16,189	1.03	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,253	1.29	大河内与惣兵衛 小島庄右衛門	
〃 2甲	210	58	290	16,066	0.99	16,124	1.03	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	20,188	1.29	〃	
〃 3酉	210	58	290	12,366	0.99	12,424	0.79	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	16,480	1.05	〃	
万治元戌	210	58	290	11,366	0.99	11,424	0.73	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	15,488	0.99	〃	
〃 3子	210	58	290	11,592	0.99	11,650	0.74	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	15,714	1.00	〃	
寛文元丑	210	58	290	15,092	0.99	15,150	0.97	151	463	130	420	260	2,200	440	4,064	19,214	1.23	〃	

表 9-1 太田部村年貢請取状 第 2 期 [永高辻16費489文(A)]

年・月・日	割付年	畑方本途 B	本途年貢率 A	〔内漆納〕 此漆	荏納	此荏	金納 b	金納率 $\frac{b}{B}$	小 物		納合 B+D	納合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	発給役人
									浮役	臨時			
寛文 8 申 極.25	申(寛文 8)	16,682	1.01		54	270	16,628	0.99	3,320	744	4,064	1.25	養輪忠左衛門 持福八左衛門 鼓田治右衛門 飯田治右衛門
〃 10 戌	6.晦 辰(〃 4)	16,788	1.01		52	260	16,736	0.99	3,320	744	4,064	1.26	
〃 10 戌	6.晦 午(〃 6)	16,567	1.00		54	270	16,513	0.99	3,320	744	4,064	1.25	

表 9-1 野卷村年貢請取状 第 1 期 [永高辻30費760文(A)]

年・月・日	本				途				浮				役		合 D	納合 B+D	納合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	発給役人
	繪本代納 文	漆納 文	此漆 文	荏納 文	此荏 石合	金納 b 文	金納率 $\frac{b}{B}$	本途合 B 文	本途年貢率 $\frac{A}{B}$	臨時 文	役納本代 石合	第二出 文	紙舟役本代 文	右二輸出 文				
承応 2 巳 極.20	5,136	2,684	3,835	118	590	27,745	0.87	31,683	1.03	1,022	148	92	1,400	280	2,942	34,125	1.10	大河内与兵衛
〃 3 午 極.-		2,684	3,835	118	590	26,910	0.90	29,712	0.96	1,022	148	92	1,400	280	2,942	32,654	1.06	〃
明暦 2 未 極.-		2,684	3,835	118	590	27,622	0.90	30,424	0.98	1,022	148	92	1,400	280	2,942	33,368	1.08	大河内与兵衛 小島庄右衛門
〃 3 酉 極.-		2,684	3,835	118	590	17,031	0.85	19,833	0.64	1,022	148	92	1,400	280	2,942	22,775	0.74	〃
万治元 戌 極.-		2,684	3,835	118	590	27,242	0.90	30,044	0.97	1,022	148	92	1,400	280	2,942	32,986	1.07	〃
〃 2 亥 極.-		2,684	3,835	118	590	22,993	0.89	24,795	0.80	1,022	148	92	1,400	280	2,942	28,737	0.93	〃
〃 3 子 極.-		2,684	3,835	118	590	23,709	0.89	26,521	0.86	1,022	148	92	1,400	280	2,942	29,463	0.95	〃

表9-1ウ 野巻村年貢請求状 第2期 [永高高辻30貫760文(A)]

年・月・日	割付年	畑方本途 B	⑧ 本途年貢率 A	〔内〕漆納	此漆	在納	此在	⑧ 金納b	⑧ 金納率 b		小 物		⑧ 合D	納合 B+D	⑧ 納合年貢率 B+A	発給役人
									浮役	臨時	成	成				
寛文10戊	8.21	辰(寛文4)	30,232	0.98	2,684	3,835	480	27,452	0.90	1,920	1,022	2,942	33,174	1.07	飯田次右衛門 持福蔵左衛門	
寛文10戊	8.21	巳(々5)	30,232	0.98	2,684	3,835	480	27,452	0.90	1,920	1,022	2,942	33,174	1.07	々	
々 13丑	2.10	酉(々9)	28,231	0.91	2,684	3,811.3	480	25,451	0.90	1,920	1,022	2,942	(31,173)	1.01	飯田次右衛門	
々 13丑	2.10	戌(々10)	28,005	0.91	2,684	3,811.3	480	25,225	0.90	1,920	1,022	2,942	(30,947)	1.00	々	
延宝3卯	正.19	亥(々11)	28,157	0.91	2,684	3,835	480	25,377	0.90	1,920	1,022	2,942	(31,099)	1.01	伊奈左門代 兼輪忠左衛門	
々 3卯	12.23	卯(延宝3)	32,019	1.04	(2,684)	(3,835)	(96)	29,239	0.91	1,920	1,022	2,942	(34,961)	1.13	持福蔵左衛門	
々 8申	9.23	未(々7)	37,852	1.23	(2,684)	(3,835)	(96)	35,072	0.92	1,920	1,022	2,942	(40,794)	1.32	持福蔵左衛門	

註

- (1) 表9-1アの秩父郡村々は、柿崎謙一編『秩父地域絹織物史料集』平成7年、『皆野町誌』資料編三、『大滝村誌』資料編二・六、『荒川村誌』資料編、『井上家文書』(荒川村教育委員会編)、『秩父郡小柱村文書』巻(編者不詳)、表9-1アの太田部村は新井家文書写真版C7750他(埼玉県立文書館蔵)、表9-1アの野巻村は逸見家文書写真版C4472他(同館蔵)による。
- (2) ⑧の付いていない項目とその数値は年貢請求状によるが、()内の数値は筆者が補充したものである。
- (3) ⑧を付けた項目は筆者が認定したものであり、その数値は筆者が算出したものである。各年貢率は小数点第3位以下を切り捨てて表示した。
- (4) 第1期本途年貢率 $\frac{B}{A}$ 欄中の○印は、秩父郡の村々の年貢割付状に高外納が課課されている年であることを示す。
- (5) 第1期・第2期とも本途年貢率と納合年貢率の分母Aは各村の永高高辻を示す。